

25年度補正予算及び26年度予算関連 主要事業パンフレット集

平成26年3月
農林水産省

担い手への農地集積・集約化

農地集積・集約化対策事業	1
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	3

人・農地プランの推進、担い手対策

人・農地問題解決加速化支援事業	5
新規就農・経営継承総合支援事業	7

新たな経営所得安定対策

経営所得安定対策	9
水田活用の直接支払交付金	13

農林水産業の基盤整備・農林水産業関係施設整備

農業農村整備事業	15
強い農業づくり交付金	17

産地の構造改革の推進

攻めの農業実践緊急対策	19
次世代施設園芸導入加速化支援事業	21
加工・業務用野菜生産基盤強化事業	23
国産花きイノベーション推進事業	25

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金・鳥獣被害防止緊急捕獲等対策	27
-----------------------------	----

6次産業化の推進

農林漁業成長産業化ファンド	29
6次産業化ネットワーク活動交付金	31

「強み」のある農林水産物づくり

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業	33
---------------------	----

日本食・食文化の魅力発信

日本食・食文化魅力発信プロジェクト	35
-------------------	----

品目別生産振興対策

畜産・酪農経営安定対策等	37
果樹・茶支援関連対策	39

日本型直接支払の創設

日本型直接支払制度	41
-----------	----

農山漁村の共生・対流、都市農業の推進等

都市農村共生・対流総合対策交付金	49
「農」のある暮らしづくり交付金	51
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	53
美しい農村再生支援事業	55

食の安全・消費者の信頼確保

消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進）	57
消費・安全対策交付金（地域における食育の推進）	59

新たな木材需要の創出と強い林業づくり

森林整備事業	61
地域材利活用倍増戦略プロジェクト	63
森林・山村多面的機能発揮対策	65
森林整備地域活動支援交付金	67
森林・林業人材育成対策	69

強い水産業づくりのための総合対策

水産基盤整備事業	71
省燃油活動推進事業・省エネ機器等導入推進事業	73
もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）	75
H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業	77
「浜の活力再生プラン」策定推進事業	79
新規漁業就業者総合支援事業	81
水産多面的機能発揮対策事業	83

人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構を活用しましょう ～「農地集積・集約化対策事業」～

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
機構を活用すれば、人と農地の問題の解決ができます。

機構はこんな仕組みです

公的機関だから
安心して貸せます。

機構に貸し付けた人
に協力金も出ます。



農地を貸したい人

貸付け

都道府県
農地中間管理機構
(都道府県の第3セクター)
〔必要なら大区画化等も行
います。〕

貸付け
(転貸)

まとまった使いやすい
農地が借りられます。



農地を借りたい人

こんな使い方ができます

リタイアするので農地を貸したいな！ と思ったら・・・

機構に農地を貸して下さい。
お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！ と思ったら・・・

関係者そろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形に集積して転貸します。

新規就農するので農地を借りたいな！ と思ったら・・・

機構から農地を借りられます。

地域ぐるみで活用しましょう

- 「人・農地プラン」の話し合いの中で機構を活用して、
地域内の農地利用の再編を進めましょう！
- 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、
地域に協力金が出ます。



支援内容

機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

補助率 定額

1. 地域に対する支援（地域集積協力金）

機構に対してまとまった農地を貸し付けた「地域」を支援します。
（「人・農地プラン」が作成されている集落・地域が対象となります。）

地域集積協力金

[機構への貸付割合] [交付単価](※1)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域

※ 「地域」とは、集落・学区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域のことをいいます。

2. 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価]

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸

2.0ha超：70万円/戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

② 耕作者集積協力金

[交付単価]

2万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構へ貸し付けに協力した農業者

- ① 交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者
- ② 農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際の当該農地を借り入れて耕作していた農業者

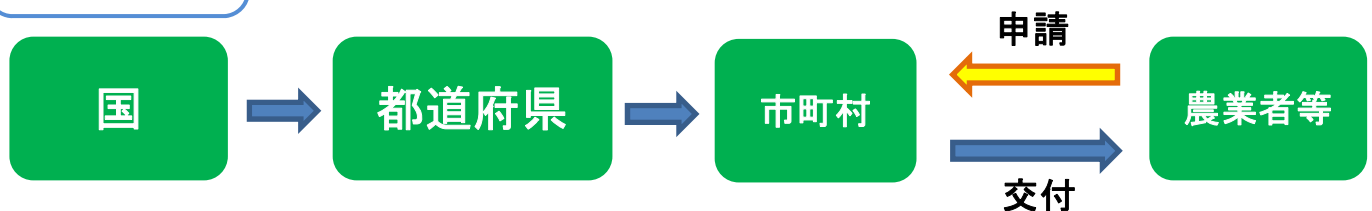
※ 機構に対し交付対象農地を10年以上貸し付け、当該農地が機構から受け手に貸し付けられることが必要です。

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※ 「①経営転換協力金」と「②耕作者集積協力金」は同じ年度に交付を受けることはできません。

※ 「1. 地域に対する支援」と「2. 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。

交付ルート



詳細については、経営局農地政策課（☎03-6744-2151）またはお近くの地方農政局等（北海道においては北海道庁、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局）までご連絡ください。
また、**交付金の申請については農地の所在する市町村へお問い合わせください。**

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する取組を支援します
 ～ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ～

再生・利用の取組に
 国の支援があります。

刈払・抜根



耕起・整地



土づくり・作付け



対象者等

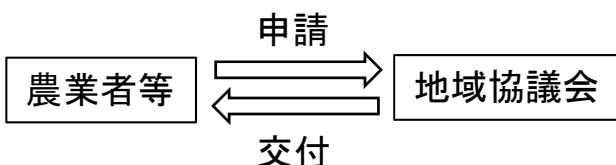
- 農業者、農業生産法人、農業へ参入する法人、農地中間管理機構等
 - ※ 農地中間管理機構が行う取組も支援します。
 - ※ 農用地区域内にあり、再生作業に一定以上の労力と費用を要する「荒廃農地」が対象です。

事業要件

- 土地所有者に代わり、再生作業後に5年間以上耕作して頂く必要があります。

事業申請

- 市町村の地域耕作放棄地対策協議会(地域協議会)に申請して頂く必要があります。上記の荒廃農地であり、事業要件を満たせるか等について、地域協議会が審査します。



支援内容

再生作業



補助率

5万円/10a^{注1}(自力施工の場合)

1/2以内(重機を用いる場合)

注1 中心経営体に集約化する場合は6万円/10a

土づくり、営農定着



補助率

2.5万円/10a

小規模基盤整備、基盤整備



補助率

2.5万円/10a(小規模基盤整備)

1/2以内^{注2}(基盤整備)

注2 沖縄県は2/3以内

経営(加工品試作、試験販売)



補助率

定額

農業用機械の借り上げ、施設の整備、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設等



補助率

1/2以内^{注2}

注2 沖縄県は2/3以内

詳細については、各市町村の地域協議会または農村振興局農村計画課(☎03-6744-2442)までご連絡ください

地域協議会の連絡先はホームページに掲載しています

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html

「人と農地の問題」を解決するための「人・農地プラン」の作成等を支援します

～ 人・農地問題解決加速化支援事業 ～

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っただき、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 地域の担い手は十分確保されているか
- ◎ 将来の農地利用のあり方
- ◎ 農地中間管理機構の活用方針
- ◎ 近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者(農業法人、企業等)も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、



- ◎ 青年就農給付金(経営開始型) → 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方(※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します。)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- ◎ 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- ◎ 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。



3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的(1年に1回程度)に見直してください。

※ 市町村が人・農地プランの話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援しています。

農業経営の法人化等の支援

集落営農の組織化・法人化や複数個別経営の法人化等の取組を支援します。

農業経営の法人化支援

支援対象

集落営農（任意組織）が法人化する場合、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や農業法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合等

支援内容

定款作成や登記申請手続きなどにかかる費用を助成します



助成額 **40万円（定額）**

集落営農の組織化支援

支援対象

将来の法人化の前提となる集落営農（任意組織）を立ち上げる場合

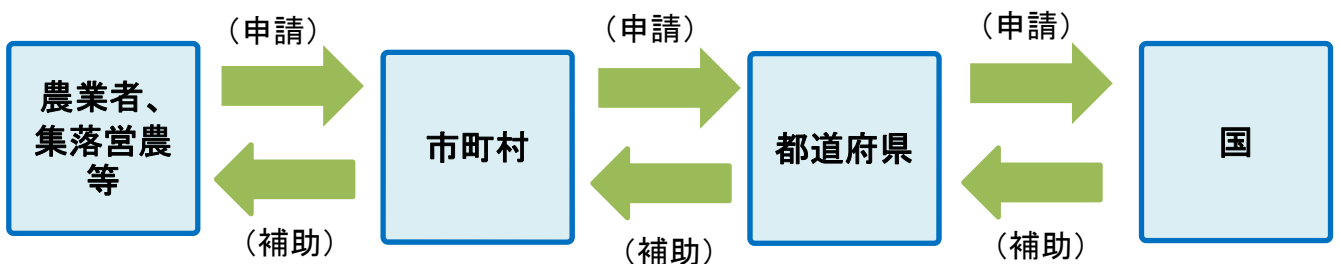
支援内容

会計経理知識の習得や規約の作成などにかかる費用を助成します



助成額 **20万円（定額）**

交付ルート



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に ☎ 0120-38-3786 までお電話ください。
(※ 最寄の地方農政局、地域センター、農業再生協議会(市町村、JA等)にもお気軽にご相談ください。)

農業を始めたい皆さんを応援します！
 ～ 新規就農・経営継承総合支援事業 ～

就農の準備段階から就農初期段階まで、農業を始める方々を総合的にサポートします。

青年就農給付金

準備型

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、原則45歳未満で就農する方に対し、研修中に給付金を給付します。

※ 25年度補正予算から、研修終了後に親元就農する場合も対象になります。(就農後5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になることが必要です)。



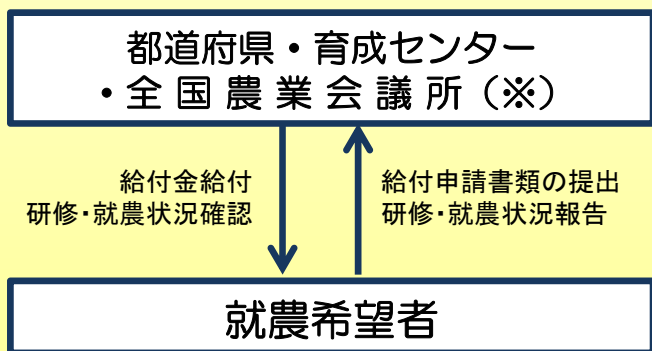
経営開始型

市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方(見込みも可)または農地中間管理機構から農地を借り受けている方で、原則45歳未満で独立・自営就農する方に対し、農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

- ※ 25年度補正予算から、
- ① 農地が親族からの貸借が主の場合でも対象になります(給付期間中に所有権移転することが必要です)。
 - ② 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。
- ※ 平成26年度以降、市町村における農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法における認定就農者のこと)であることが必要です。

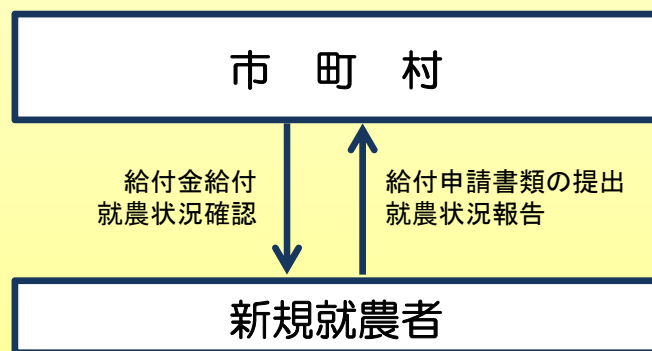
給付額 150万円/年(最長2年間)

給付ルート



給付額 150万円/年(最長5年間)

給付ルート



※研修を受ける機関等により、申請先が異なります。

① 雇用就農者育成タイプ

農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。(最長2年間)

また、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用して、農業法人設立・独立に向けて研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。(最長4年間) (※)

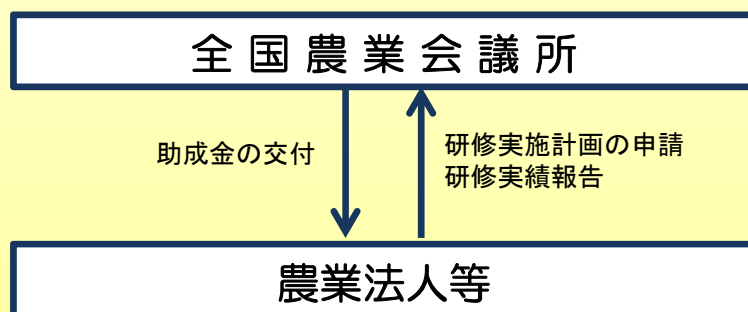
② 次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、その職員や後継者を次世代の経営者として育成していくために、先進的な農業法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します。(最長2年間)

助成額

最大120万円／年／人
※3年目以降は年間最大60万円

交付ルート



詳細については、経営局就農・女性課(☎03-3501-1962)までご連絡ください

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定を図ります ～ 経営所得安定対策 ～

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

（1）交付対象者

○ 全ての販売農家、集落営農

※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

（2）支払方法

○ 数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）をその内金として支払います。

（3）数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の
出荷・販売数量

② 交付単価

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との
差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定
します。

※ 営農継続支払を受けた方には、その交付額を控除して支払います。

（4）営農継続支払

① 交付対象面積

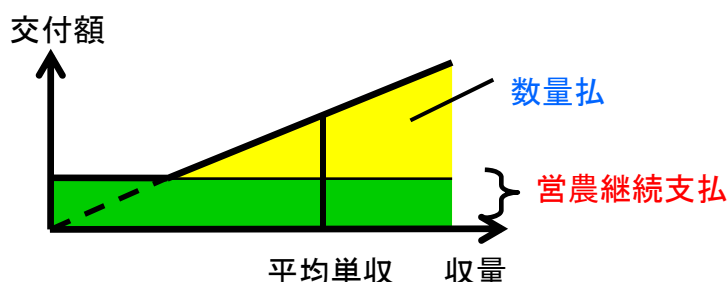
26年産は、従前どおり前年産の生産面積に基づき支払います。

※ 27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払う予定です。

② 交付単価

交付単価 **2.0万円 / 10a**（そばについては1.3万円/10a）

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

※ そばについて、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から外します。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410円	5,910円	5,760円	5,700円	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円
六条大麦 (50kg当たり)	5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円
はだか麦 (60kg当たり)	7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆	10,470円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,260円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	12,840円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

注：27年産からは規格外について支援の対象から除外

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

2 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして実施します。

(1) 交付対象者

- 認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者

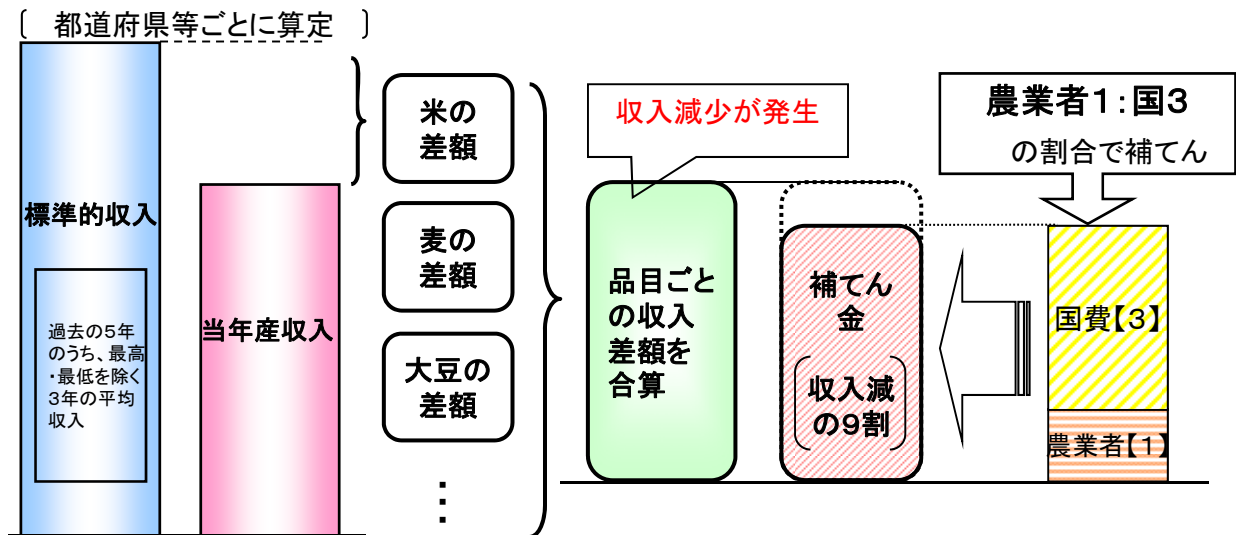
※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

(2) 交付対象品目

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



認定農業者になりましょう

- 認定農業者制度は、農業者が自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。
- 自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、どなたでも認定を受けることができますので、是非、認定農業者になりましょう。

3 ナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入できない者の27年産からのナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限り、予算措置で、農業者の拠出を求めずに対策を実施します。

(1) 交付対象者

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

(2) 交付対象品目

米

(3) 補てん額

26年産のナラシ対策で米の補てんが行われる場合は、**ナラシ対策の国費分相当の5割を交付**します。**農業者の拠出は求めません。**

4 米の直接支払交付金（定額部分）（7,500円/10a）

米については、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、**26年産から単価を7,500円/10aに削減**した上で、平成29年産までの時限措置として実施します（**平成30年産から廃止**）。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

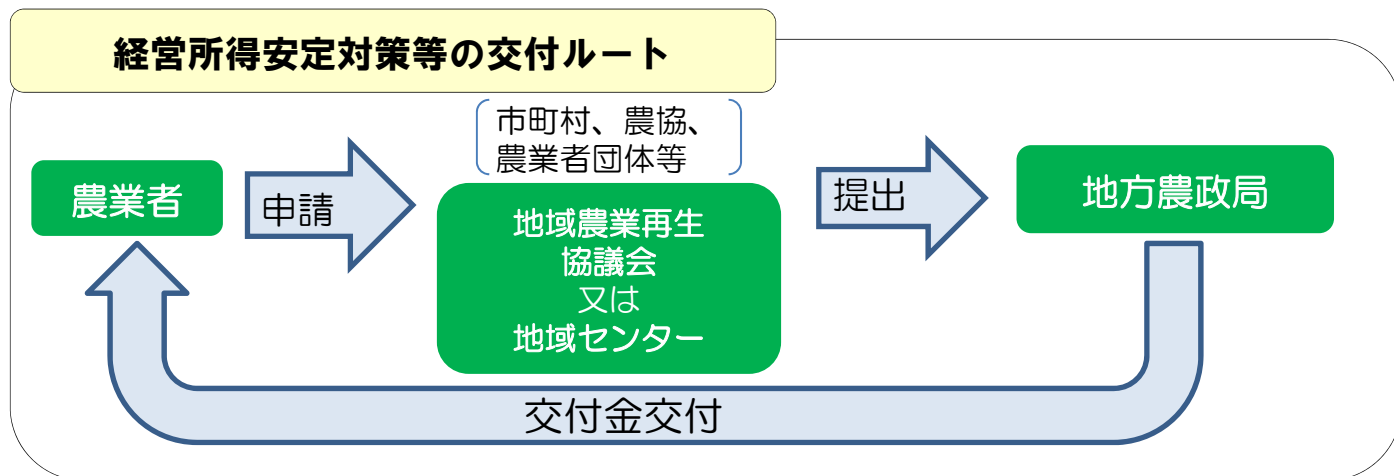
主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

5 米価変動補填交付金（変動部分）（26年産から廃止）

米価変動補填交付金については、生産者の負担（拠出）がないなど、生産者のモラルハザードとなるおそれがあり、また、米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から、生産者拠出を伴うナラシ対策があることから、**26年産から廃止**し、ナラシ対策で対応します。

なお、**25年産**については、**従来どおり**当年産の販売価格（出回りから26年3月までの平均価格）が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を補填します。

経営所得安定対策等の交付ルート



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に ☎ 0120-38-3786 までお電話ください。
（※ 最寄の地方農政局、地域センター、農業再生協議会（市町村、JA等）にもお気軽にご相談ください。）

水田で、麦、大豆、飼料用米、加工用米等の 作物を生産する農家の皆様を支援します ～ 水田活用の直接支払交付金 ～

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

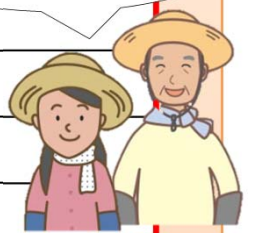
※ 米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります。

2 支援内容

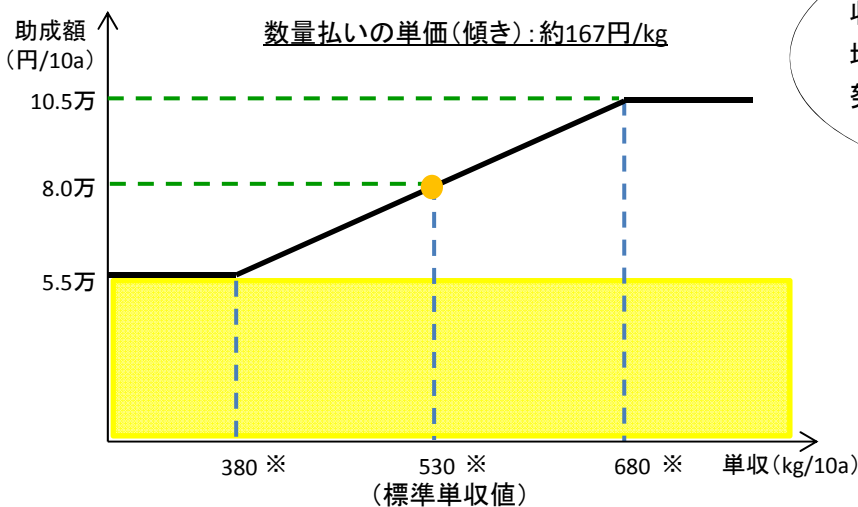
(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

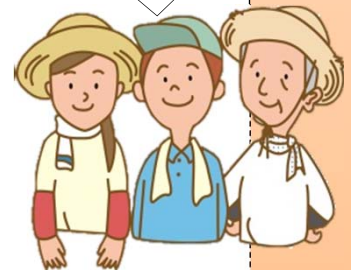
飼料用米と米粉用米
への支援の仕組みが
変わるんだね！



<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



収量が増えるほど助成額が
増えるのかあ・・・
努力が報われる仕組みだね！



- ・ 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。
- ・ ※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。

(2) 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000円/10a

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + <u>1.5万円</u>
麦 + 大豆	3.5万円 + <u>1.5万円</u>
飼料用米 + 麦	5.5~10.5万円 + <u>1.5万円</u>
米粉用米 + 飼料用米	5.5~10.5万円 + <u>1.5万円</u>



(3) 耕畜連携助成

- 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

13,000円/10a

(4) 産地交付金

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。
- また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

詳細については、生産局穀物課水田農業対策室(☎03-3597-0191)までご連絡ください

農地や農業水利施設の整備を支援します ～ 農業農村整備事業 ～

事業概要

農業農村整備事業は、

- **競争力強化**のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設等の整備
- **国土強靱化**のための農業水利施設の長寿命化・耐震化、洪水被害防止等の対策を推進する事業です。



農地の大区画化・汎用化



畑地かんがい施設の整備



農業水利施設の補修・更新



排水施設の整備

事業申請

- 内容・規模によって適用する事業が異なりますので、まずはお住まいの地域の土地改良区、市町村又は都道府県にご相談ください。

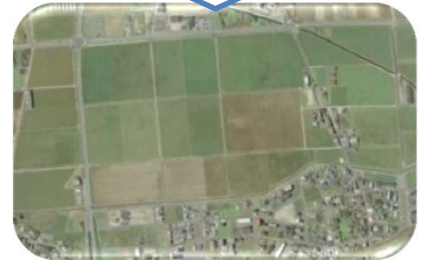
農業競争力強化基盤整備事業

【事業内容】農地の大区画化・汎用化、水利施設の整備

【実施主体】都道府県等

【実施要件】農地整備：受益面積20ha以上、担い手への農地集積率50%以上 等
水利施設：受益面積200ha以上 等

【補助率】50%等



農地の大区画化

【平成25年度補正予算から、以下のとおり制度を充実させました】

- ・農地整備事業について、人・農地プランに位置づけられた中心経営体への農地集積率に応じて交付する促進費の限度額の引き上げ（事業費の最大7.5%→12.5%）
- ・中山間地域の実施要件の引き下げ（受益面積20ha以上→受益面積10ha以上）

農業基盤整備促進事業

【事業内容】畦畔除去による農地の区画拡大、暗渠排水の整備等の農地・農業水利施設等のきめ細かな整備

【実施主体】市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

【実施要件】総事業費200万円以上 等

【補助率】定額、50%等



畦畔除去による区画拡大

【平成25年度補正予算から、以下のとおり制度を充実させました】

- ・簡易整備の定額助成の対象工種に、これまでの水田の区画拡大、暗渠排水に加え、畑地の区画拡大や湧水処理等を追加
- ・担い手に農地を面的に集積する場合は、定額助成単価を2割加算（畦畔除去：10万円/10a→12万円/10a）

農業水利施設保全合理化事業

【事業内容】水利用・水管理を効率化・省力化するためのパイプライン化等の保全・合理化整備

【実施主体】都道府県等

【実施要件】農地集積計画が策定されていること
受益面積20ha以上 等

【補助率】50%等



パイプライン化



ゲート自動化

農村地域防災減災事業

【事業内容】地震、豪雨、地すべり等に対する防災・減災のための施設整備等

【実施主体】都道府県等

【実施要件】用排水施設整備：受益面積20ha以上 等
ため池整備：受益面積2ha以上 等

【補助率】50%等



ため池の老朽化対策

※これらの他、農山漁村地域整備交付金を活用して、都道府県の裁量によりこれらと同様の事業を実施することも可能です。

【農家負担金の軽減（農家負担金軽減対策支援事業）】

土地改良負担金の償還利子額を助成する事業について、実施期間を5年間延長し平成32年度迄としました。また、助成対象として、これまでの農地集積率の向上を図る地区に加え、耕地利用率の向上を図る地区を追加しました。

詳細については、農林水産省農村振興局設計課（☎03-3502-8695）までご連絡ください。

地域で取り組む共同利用施設の整備を支援します ～ 強い農業づくり交付金 ～

実施主体

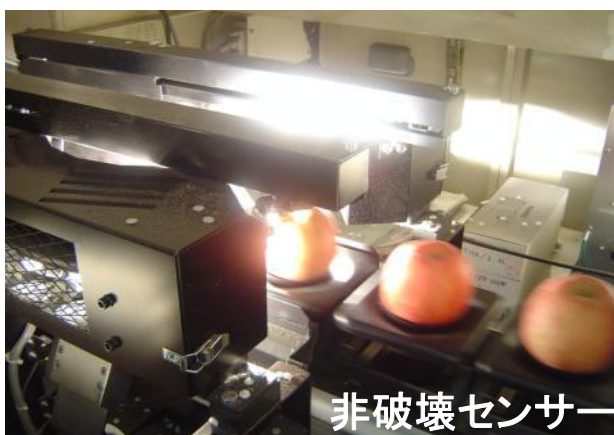
- 都道府県、農協、農業生産法人、農業者の組織する団体 等
- ※ 原則として5戸以上の農家の事業参加が必要です。

事業要件

- 取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があります。
- ・ 原則として5戸以上の農家に受益があること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 品目毎に設定する面積以上の産地であること
- ・ 費用対効果分析を行い、投資効率が1以上であること

支援対象施設

たとえば



補助率

1/2以内等
(整備する施設によって異なります)

優先枠の設定

攻めの農業の実現に向けた優先枠を創設します

農畜産物輸出 に向けた体制整備優先枠

- ・輸出の拡大や新規の輸出に取り組む産地において必要となる共同利用施設整備を支援。

たとえば

- ・米国への輸出に必要なHACCPに対応した産地食肉センター
- ・輸出先国の需要時期に合わせて出荷するための低温貯蔵設備を備えた集出荷施設 など

「強み」のある産地形成 に向けた体制整備優先枠

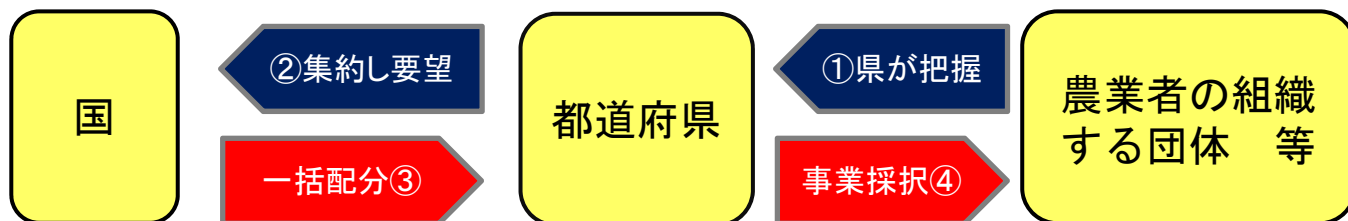
- ・新品種・新技術等を活用し、実需に合わせた生産体制の確立に必要な共同施設整備を支援。

たとえば

- ・新品種と既存の品種を区分管理可能な集出荷施設
- ・新品種の種苗を供給するために必要な育苗施設 など

事業申請時のポイント加算(5ポイント)など 特例を設けて支援します

事業の流れ



詳細については、生産局総務課生産推進室(☎03-3502-5945)までご連絡ください

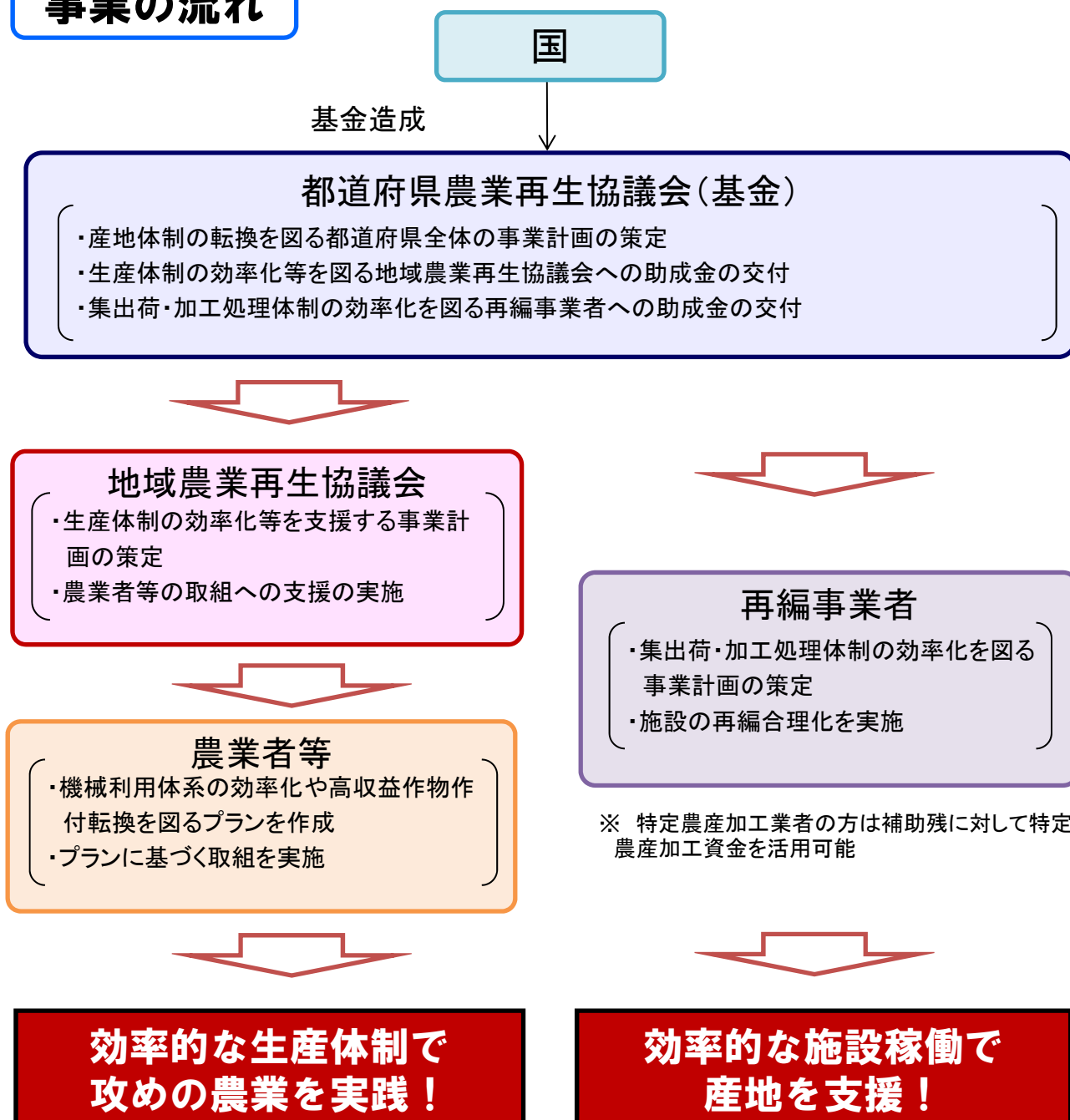
低コスト・高収益な産地体制への転換を図る産地を
総合的に支援します
～「攻めの農業実践緊急対策事業」～

事業内容

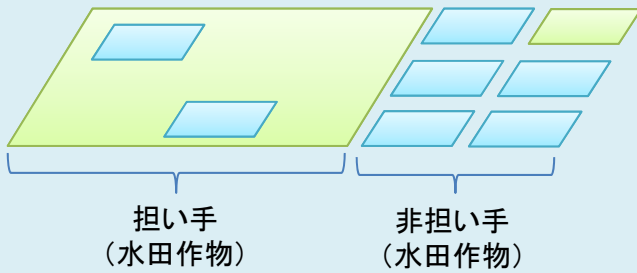
低コスト・高収益な生産体制への転換を加速するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。

また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

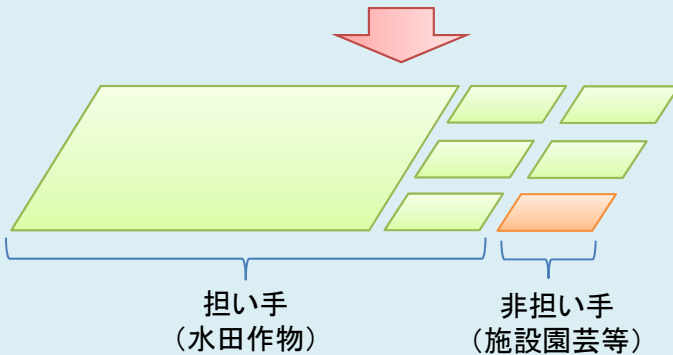
事業の流れ



【作付体系の効率化への支援】



担い手による効率的な生産を実現しつつ、非担い手も引き続き農業を継続できる効率的な作付体系へ転換



〔具体的支援例〕

担い手



農作業を集約して効率的な農業を実現したい！



規模拡大に対応した大型農業機械のリース導入を支援します。(補助率:1/2)

非担い手

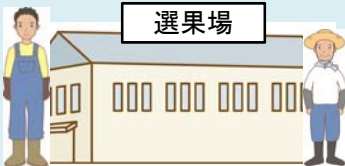


お米は担い手に任せるけど農業を続けたい！



野菜等への転換に必要なパイプハウス用の資材費や簡易な排水対策に必要な費用を支援します。(補助率:定額)

【施設の再編合理化への支援】



選果場

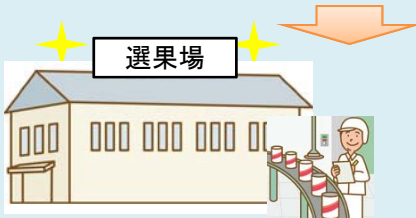


選果場

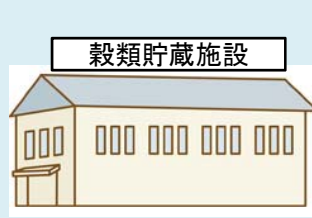
【再編前】

人力での作業工程が多く、人件費が多大。老朽化し、光熱費等の経費多大 → 農家の施設利用料金の負担大

施設を統合し、基幹施設を高度化するとともに、既存施設を再利用



基幹施設に自動選別設備を導入



設備を一部撤去し、用途変更

【再編後】

省力化の実現により人件費削減、既存施設の有効利用 → 施設運営コストの削減により、農家の施設利用料金の負担軽減

〔具体的支援例〕

- 施設の機能強化への支援 (補助率:1/2)
 - ・ 再編後の基幹となる施設の機能強化に必要な設備のリース導入に必要な経費
- 施設の用途変更等への支援
 - ・ 施設の用途変更に必要な設備のリース導入に必要な経費 (補助率:1/2)
 - ・ 不用となった設備の撤去費用 (補助率:1/3)

詳細については、農林水産省生産局総務課生産推進室(☎03-3502-5945)までご連絡ください。
URL: http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/h25/index.html

地域資源エネルギーの供給から生産、調製・出荷までを行う
大規模な拠点整備を進めます。

～ 次世代施設園芸導入加速化支援事業 ～

対象者

民間企業、生産者、地方自治体等からなるコンソーシアム(協議会)

事業要件

- ・整備地区において、地域資源を活用したエネルギー利用により温室の加温に係る化石燃料使用量を5年間で概ね3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現する。
- ・環境が制御された温室の栽培面積が、概ね3ヘクタール以上の拠点。

主な内容

1. 次世代施設園芸推進に必要な環境整備

補助率：定額

コンソーシアム(協議会)で運営方針等を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等の取組を支援します。

2. 次世代施設園芸拠点の整備

補助率：1 / 2

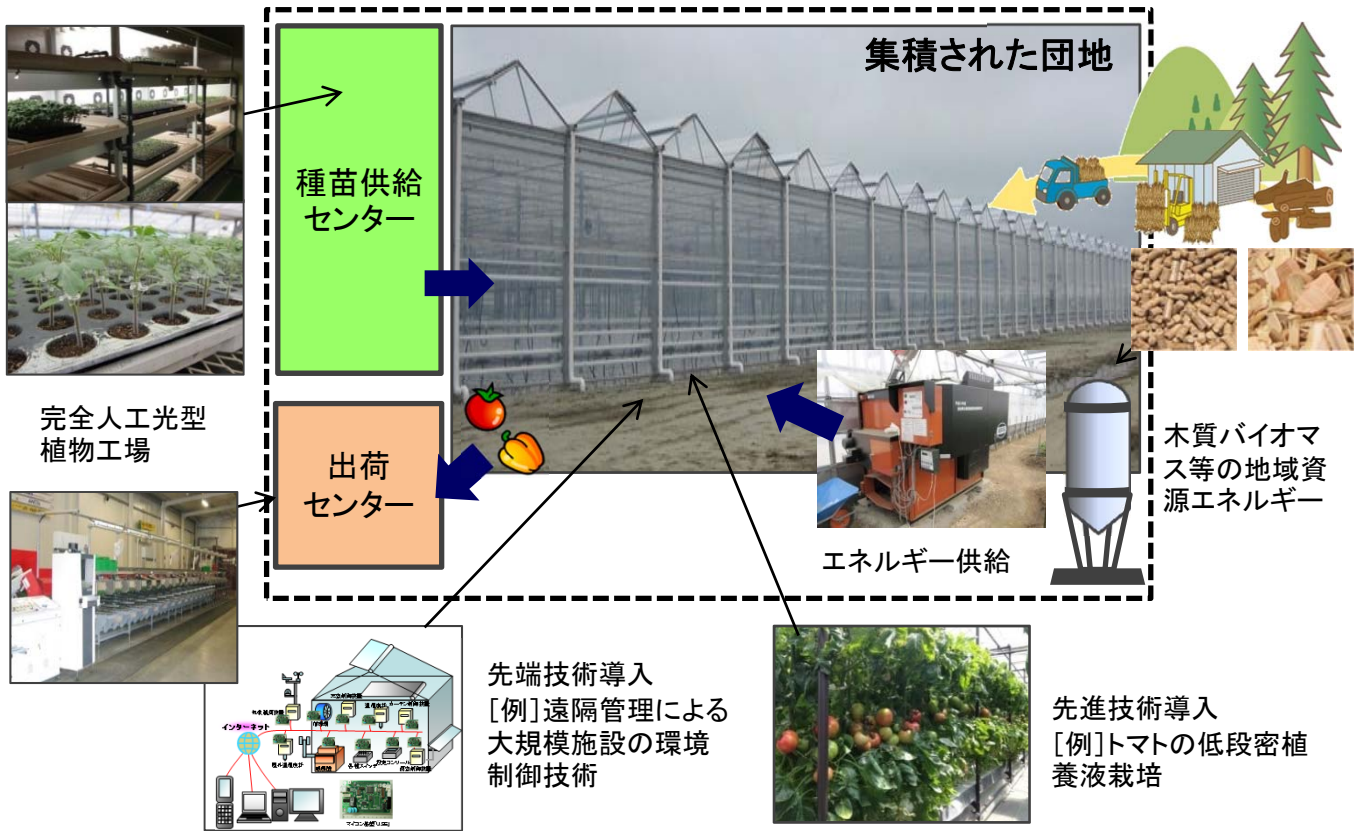
拠点の中核施設となる木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給センター、完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備を支援します。

3. 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

補助率：定額

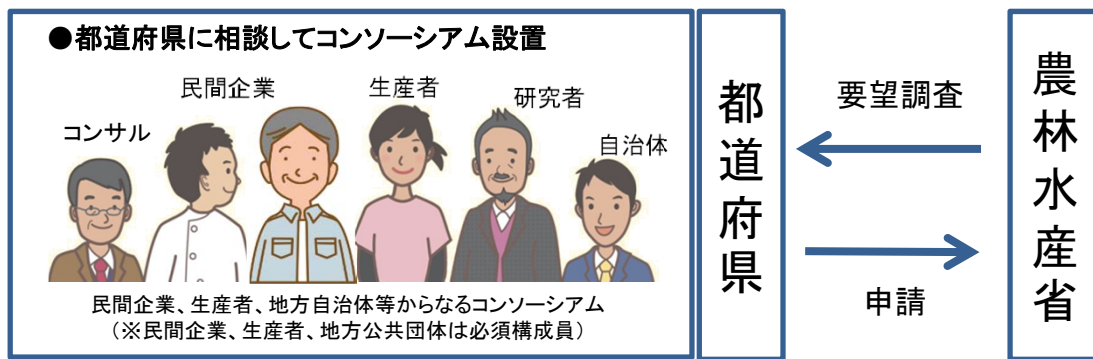
生産コスト縮減のための新技術実証や野菜の機能性等を向上させる生産技術実証、未利用資源・エネルギーの活用に係る実証等の取組を支援します。

次世代施設園芸団地のイメージ



事業申請

・コンソーシアム(協議会)を設立して頂く必要があることから、申請する場合は、都道府県へご相談頂く必要があります。



お問い合わせ・御相談は、お気軽に農林水産省生産局花き産業・施設園芸振興室 (☎ 03-3593-6496) までお電話ください。

加工・業務用野菜への転換を推進する 産地の取組を支援します ～ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業 ～

対象品目

- キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう

取組期間

- 1計画当たり、**3年間**

実施主体

- 農協連合会、農協、農事組合法人、農業生産法人 等

助成単価

- 事業対象面積当たり、
7万円/10a（1年目）、**5万円/10a**（2年目）、**3万円/10a**（3年目）

※1 事業対象面積は、加工・業務用の契約に基づく栽培面積（数量契約の場合は、契約数量を単収で割り戻した面積）のうち、作柄安定のための取組等を行う面積になります。

※2 補助金は、年度毎に交付されます。

産地要件

- 面積要件：事業対象面積10ha以上 ○ 戸数要件：事業参加農家5戸以上

取組要件

- 次に掲げる取組を一体的に行うこと。

1. 生産・流通の構造改革の取組

以下の取組を**毎年全て**実施

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①加工・業務用ほ場の設定 | ②実需者との一定期間の事前契約の締結 |
| ③実需者ニーズに即した生産・出荷 | ④生産コストの低減 |
| ⑤流通コストの低減 | ⑥トレーサビリティシステム等の導入 |



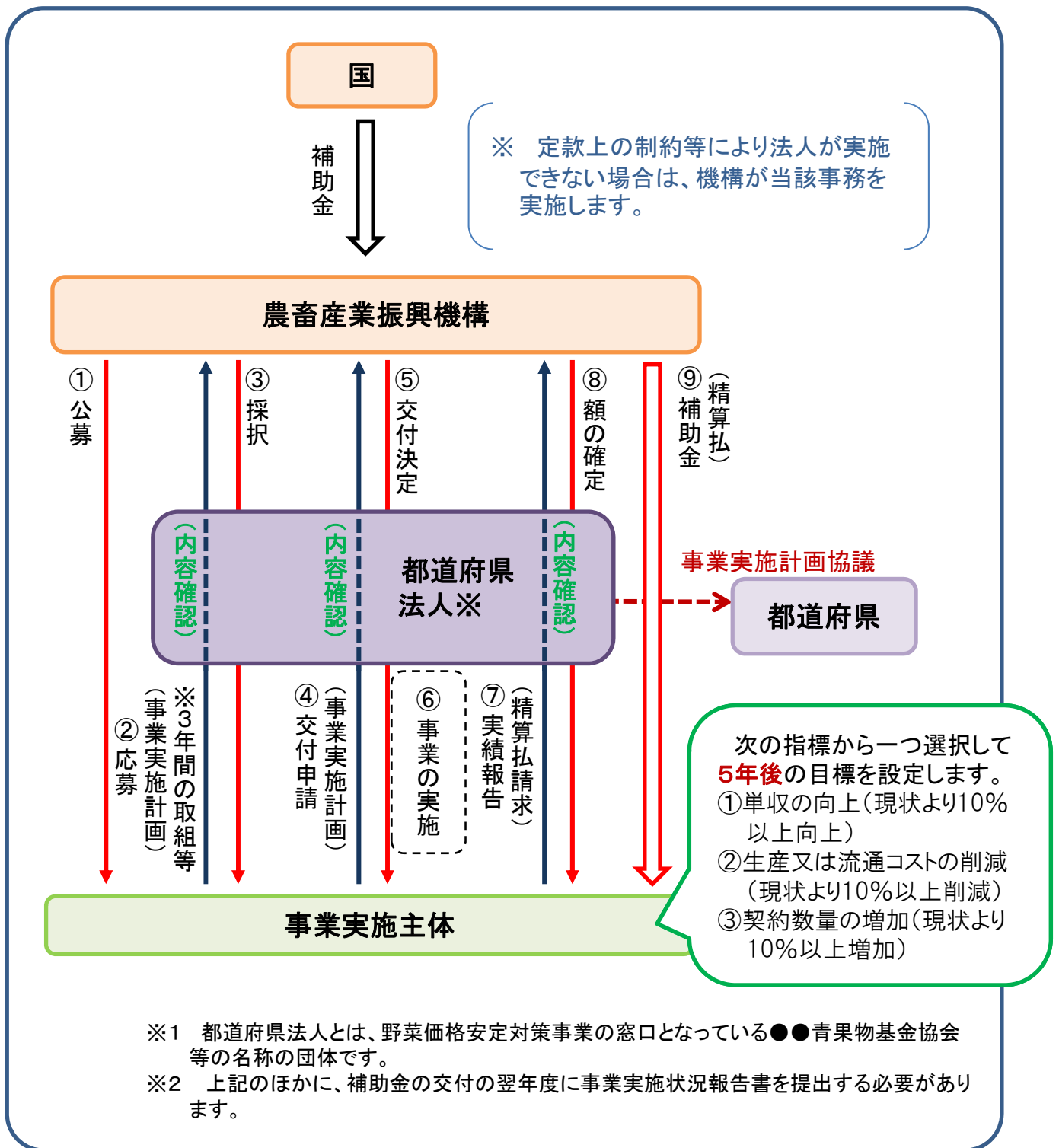
2. 作柄安定のための取組

以下の取組を3年間計画的に実施（**1年目は3つ以上**、**2年目は2つ以上**、**3年目は1つ以上**）

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①土層改良・排水対策 | ②病虫害防除・連作障害回避対策 |
| ③地温安定・保水・風害対策 | ④土壌改良資材施用 |



手続きの流れ



【問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部園芸作物課 (事業全般)

☎ 03-3502-5961

独立行政法人農畜産業振興機構野菜需給部助成業務課 (公募手続き)

☎ 03-3583-9797

国産花きのシェア奪還に向け 生産・供給体制の強化等の総合的な取組を支援します。 ～国産花きイノベーション推進事業～

実施主体

花き業界関係者※が組織する協議会（地域協議会）等

※ 地域の生産者、研究機関、流通業者、販売業者等

支援内容

1. 花き関係者の連携への支援

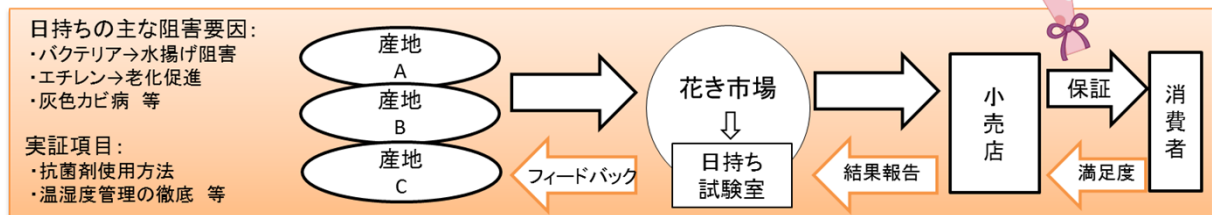
協議会による戦略策定や他産地と連携したリレー出荷による安定供給体制の確立に向けた検討会等の取組を支援します。

2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

国産花きの強みを活かす生産供給体制の強化に向けた、日持ち性向上のための管理技術の導入や物流の効率化等を推進します。

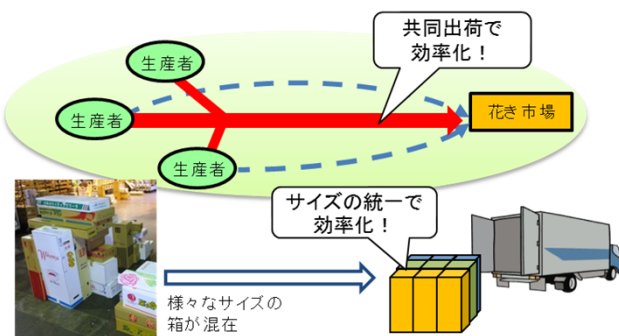
○花き日持ち性向上対策実証(全国推進事業)

生産者や花き市場、流通業者、小売店等が連携した7日間の日持ち保証に対応するための生産・供給体制の整備及び花き日持ち保証販売を普及する取組を支援。



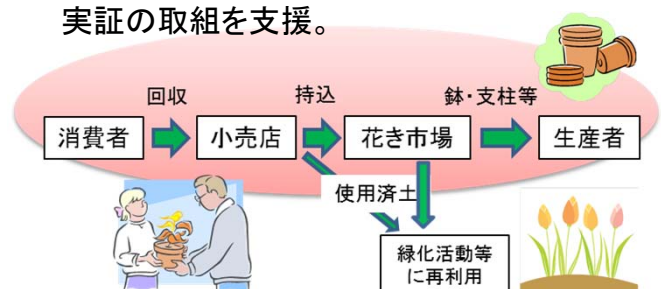
○物流の効率化の検討・実証

産地における共同集出荷所の配置、効率的な集配ルートへの調査及び荷姿(箱サイズ)の統一等、物流の効率化の検討・実証の取組を支援。



○園芸資材リサイクルシステムの検討・実証

枯れた鉢花や観葉植物などの使用済みの鉢、培養土等を花き小売店等を通じて回収、再利用するリサイクルシステムの検討、実証の取組を支援。



3. 国産花きの需要拡大

国産花きの需要拡大に向けた、花育の普及、プロモーション活動、オフィスや介護施設における花と緑の利用を推進します。

○フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウム等の開催

花きの魅力を発信し、消費者の花きの利用増進を啓発するフラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウム等を開催。

○企業や介護施設における花と緑の活用推進

オフィスや介護施設等での花や緑の活用事例の募集と優良事例の表彰。



○花文化と併せた国産花きの情報発信

輸出拡大に向けて、我が国の花文化と併せて高品質な国産花きを海外において発信。
(補助率: 2分の1以内)

○学校・福祉施設等での花育体験推進

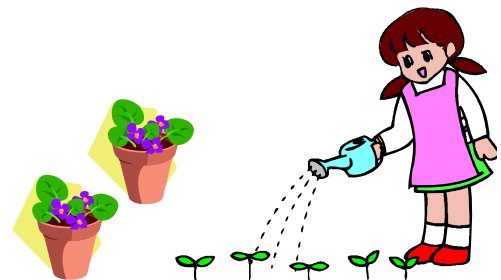
花きの効用や魅力の浸透を図るため、地域における花育活動や小中学生の花育体験授業、福祉施設での園芸体験等を推進。

○花きの効用の検証・普及 (全国推進事業)

ストレスの軽減等、花きの効用を検証・普及。

○花育実践者の育成等推進 (全国推進事業)

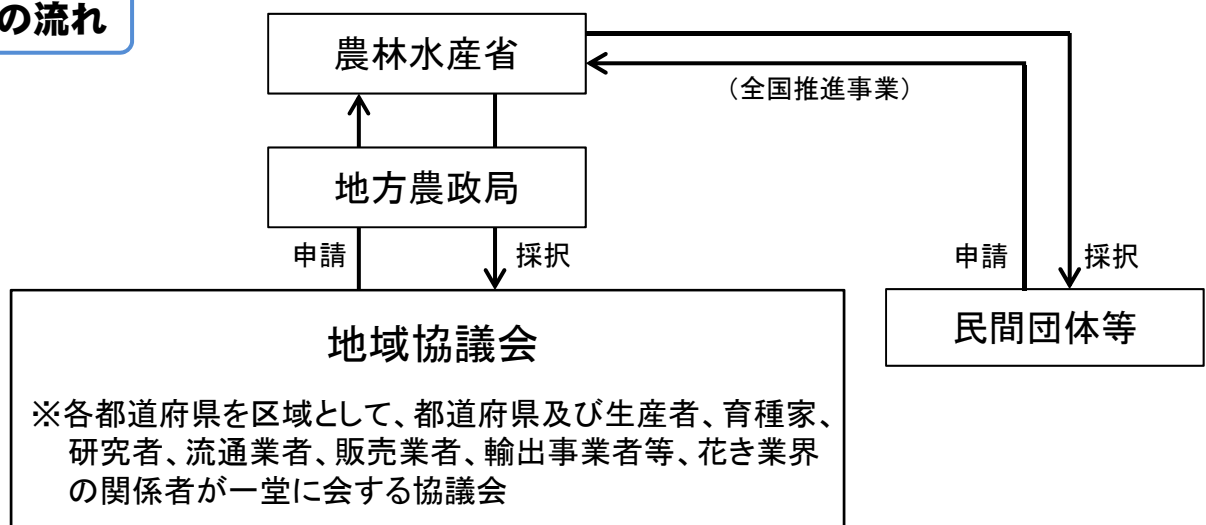
花育活動実践者を育成するための研修会の開催、花育マニュアル等の作成・普及。



補助率

定額、2分の1以内

事業の流れ



詳細については、生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(☎03-6738-6162)までご連絡ください。

鳥獣被害を防止する取組を支援します

～ 鳥獣被害防止総合対策交付金 ～

～ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 ～

実施主体

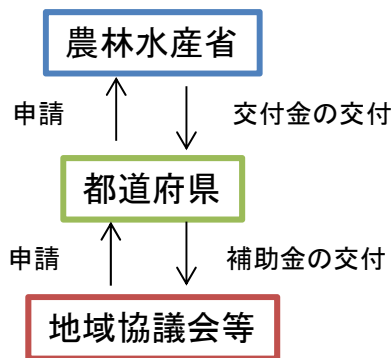
- 市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成する地域協議会
 - ※ 施設整備を行う場合、地域協議会の構成員である市町村やJA等が単独で実施主体になれます。
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員であるJA等が単独で実施主体になれます。

事業要件

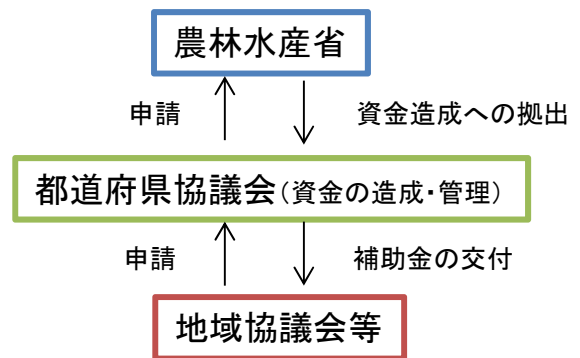
- 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成している市町村であることが必要です。

事業の流れ

【鳥獣被害防止総合対策交付金】



【鳥獣被害防止緊急捕獲等対策】



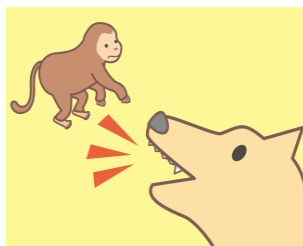
支援内容

1. 地域ぐるみの様々な鳥獣被害対策を支援します。

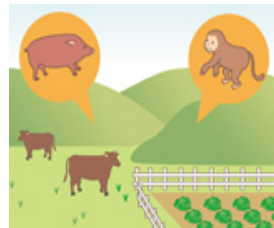
オリやワナ、ICTセンサー
など捕獲機材の導入



モンキードック
の導入



緩衝帯の
整備



捕獲技術など
の研修



補助率 1/2以内等※

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、JA等民間団体の取組(200万円まで)や、広域での取組(220万円まで)は**定額での支援が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。**

2. より多くの捕獲を行う活動を支援します

- ・ 捕獲活動にかかる費用
- ・ 処理にかかる費用



獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカ(幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類	200

補助率

定額

(頭数に応じた捕獲活動経費や処理費用)

3. 被害防止関連施設の整備を支援します

侵入防止柵の整備



ワイヤーメッシュ柵



電気柵



多獣種対応型柵

(新設整備や、既存施設の延長・かさ上げなど)

食肉処理加工施設や 焼却施設の整備



捕獲技術高度化施設 (射撃場)の整備



補助率

1/2以内等

(侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分を定額補助します)

詳細については、生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室(☎03-3591-4958)までご連絡ください

6次産業化の取組に対して、出資・経営支援等を行います ～ 農林漁業成長産業化ファンド ～

支援内容

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して、出資等による支援を実施します

1. 出資

農林水産物等を生かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体(六次産業化・地産地消費の計画認定を受けた合弁会社等)を支援するための出資を行います

出資金は、補助金のような用途の制限がなく、運転資金など幅広い活用が可能です

2. 貸付

出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための貸付(資本性劣後ローン※)を行います

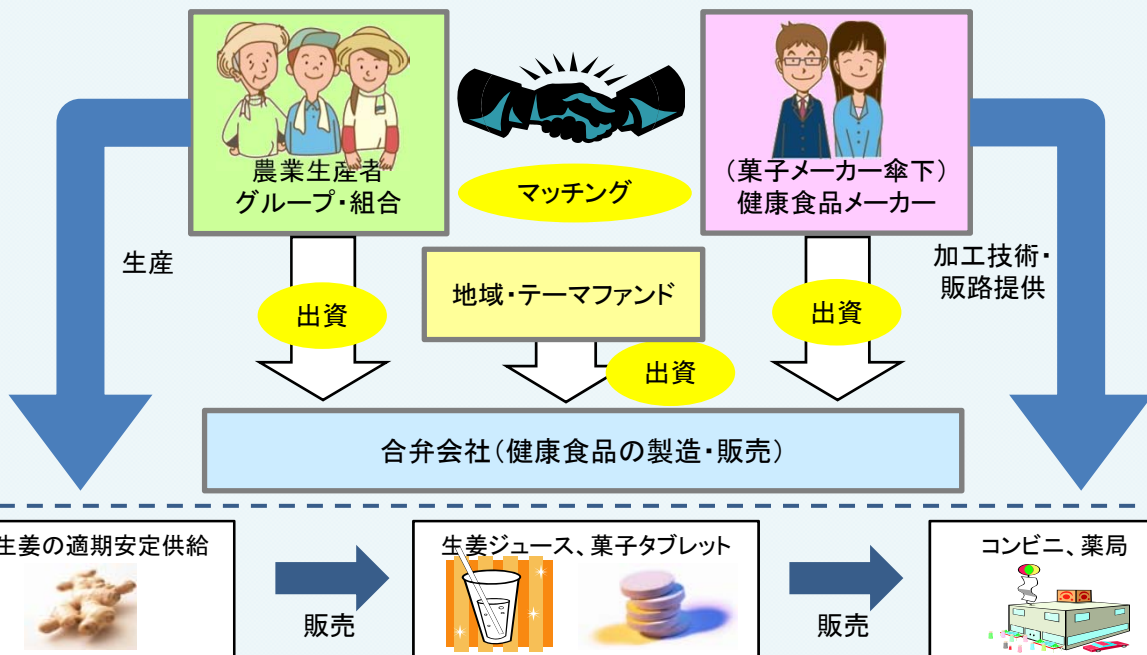
※金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本と見なすことができる借入金

支援対象者

農林漁業者と2次・3次産業の事業者(パートナー企業)による合弁会社等(6次産業化事業体)

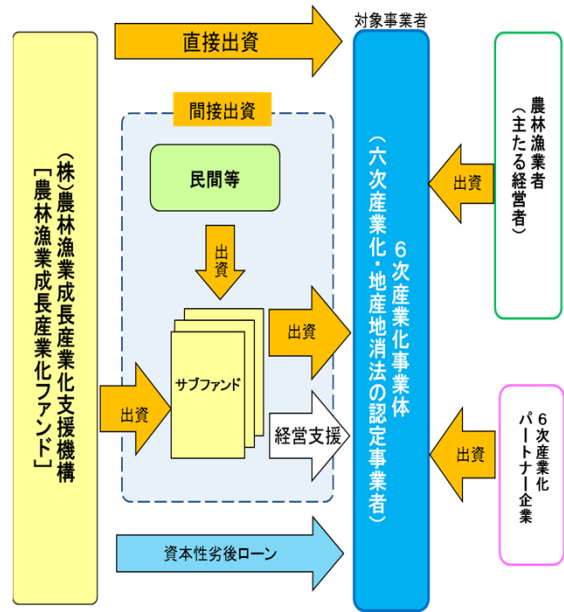
(ファンドを活用した想定事例)

- 生産者グループが、加工に適した生姜を適期安定供給。
- 健康食品メーカーの技術を用い、生姜の機能性に着目した清涼飲料水、菓子タブレット等を製造。
- 健康食品メーカー親会社である、菓子メーカーの販売網等を活用し、国内販売を実施。



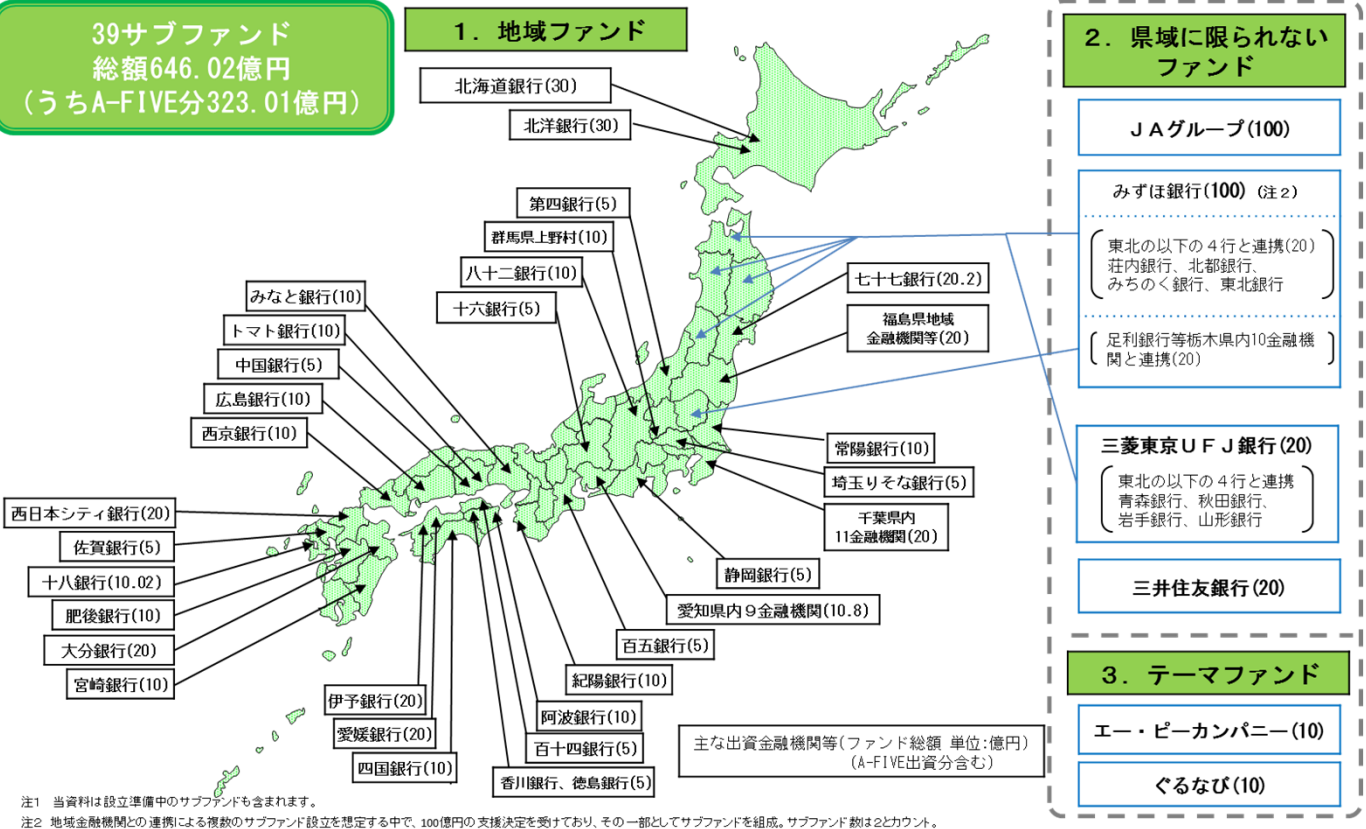
農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ

株式会社農林漁業成長産業化支援機構と民間等との共同出資により、地域に設立されたサブファンド等を通じて、農林漁業者と2次・3次産業の事業者による合弁会社等(6次産業化事業体)に対して、出資を行います



サブファンド 設立状況 (平成26年2月24日現在)

39サブファンド
総額646.02億円
(うちA-FIVE分323.01億円)



注1 当資料は設立準備中のサブファンドも含まれます。
注2 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

詳細については、
(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE) (☎ 03-5220-5885 (代表))
または、各サブファンド(上図参照)
までご連絡ください

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした 6次産業化の取組を支援します ～ 6次産業化ネットワーク活動交付金 ～

実施主体

都道府県、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体 等

事業要件

- 農林漁業者が複数の事業者と連携して行う取組であること
- 2のハード事業は、六次産業化・地産地消費(※1)又は農商工等連携促進法(※2)の認定計画に基づく取組であること

(※1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
(※2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

支援内容

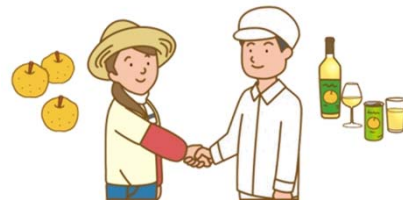
1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金（ソフト事業）

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者等が6次産業化ネットワークを構築して実施する新商品開発・販路開拓等の取組を支援します

プロジェクトの調査・検討、
プロジェクトリーダーの育成



・新商品の試作品開発
・商談会への出展による販路開拓 (*)



・都道府県等によるサポート機関の設置
・農林漁業者等への無料の個別相談



補助率 1/2 以内、定額

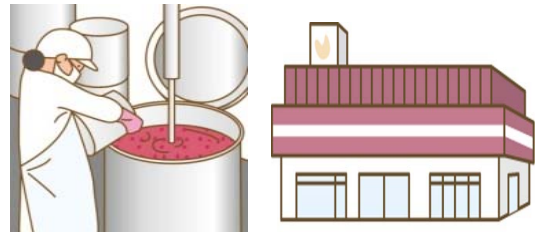
(*)については、六次産業化・地産地消費又は農商工等連携促進法の認定計画に基づく取組の場合、2/3以内

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (ハード事業)

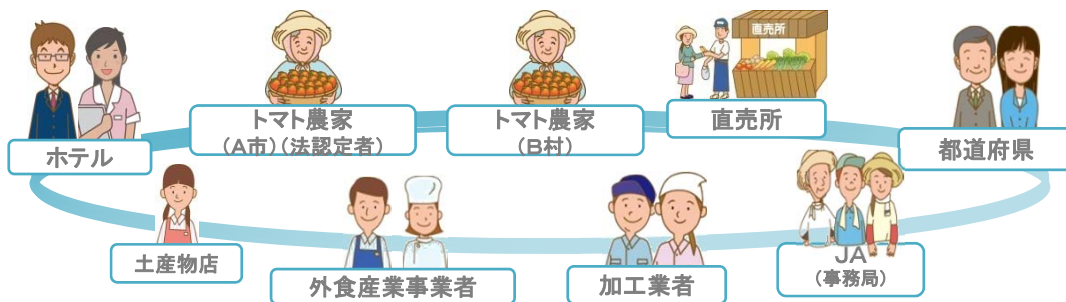
六次産業化・地産地消費及び農工商等連携促進法により認定された6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備を支援します

農林水産物の加工施設や販売施設の整備

補助率 1/2 以内



想定事例 (「トマトゼリー」の商品化)



- ① JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消費認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
- ② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
- ③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

事業の流れ



詳細については、食料産業局産業連携課(☎03-6738-6473)までご連絡ください

漢方薬の原料となる薬用作物の生産を支援します。
～ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 ～

支援内容

1. 実証ほの設置

安定した生産に資する**栽培技術確立**のための**実証ほの設置**を支援します。



補助率

定額

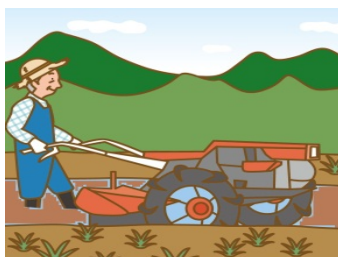
(ただし、農業機械リースは1/2以内)

事業メニュー

- ほ場借り上げ代
- 肥料・農薬等の資材費
- 農業機械のリース
- 技術指導の講師のための旅費・謝金 等

2. 農業機械の改良

低コスト生産体制確立に必要な**農業機械の改良**を支援します。



補助率

定額

事業メニュー

- 農業機械の改良に係る経費
 - 農業機械の購入費 (改良用に限る。)
- (※農業機械の改良は機械メーカー等と一体的に行います。)

3. 栽培マニュアルの作成

栽培技術を普及させるための**栽培マニュアルの作成**を支援します。

補助率

定額

4. 検討会の開催

地域の実情に応じた**品種の選定**、**事業の進行管理**、**成果のとりまとめ**等のための検討会の開催を支援します。



補助率

1/2以内

事業実施主体

- 都道府県
- 市町村
- 農業協同組合
- 農事組合法人
- 農業生産法人
- 協議会
- その他農業者の組織する団体 等



・何を栽培したら良いのか。
・どうやって作るのか。

・よし！
薬用作物を栽培するぞ！



対象作物の範囲

- 漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料に使用されるもの
- 健康食品向け等漢方薬の原料以外に使用されるもの

(とうき)



(しゃくやく)



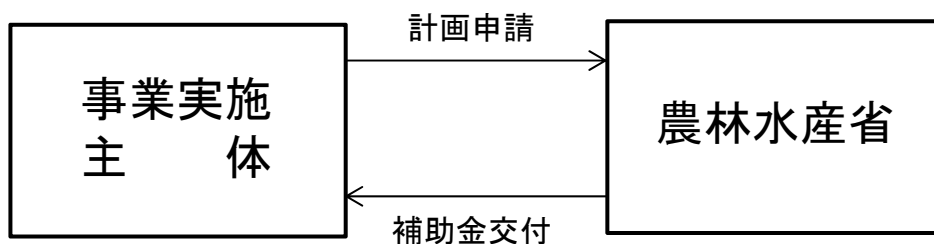
(甘草)



補助要件

- 受益農家及び事業参加者が3戸以上
- 1薬用作物当たりの設置面積が原則5アール以上
- 栽培面積又は生産量の拡大に結びつく取組であること

手続の流れ

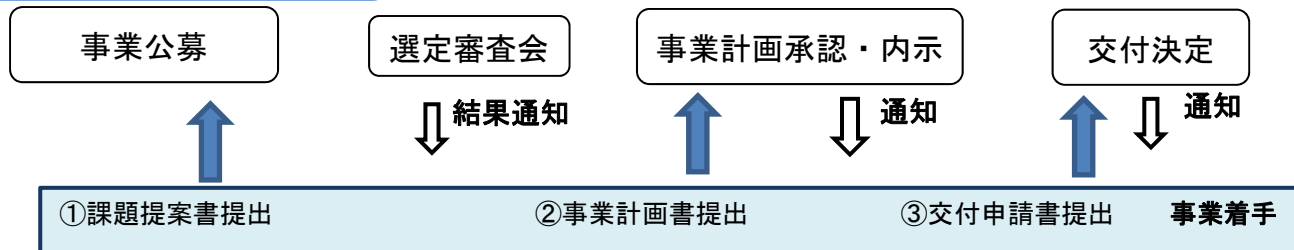


詳細については、生産局地域作物課地域作物第3班(☎03-6744-2117)までご連絡ください

日本食・食文化の普及・拡大や国産農林水産物・食品の地域内利用促進、全国的な消費拡大の取組を支援します ～ 日本食・食文化魅力発信プロジェクト ～

- 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録等を受け高まる日本の食への関心を捉え、地域の農林水産物の利用促進や全国的な消費拡大のためのイベントの実施等を推進し、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ります。

事業実施までの主な流れ



例えば・・・

(1) 食のモデル地域育成事業

地域の主たる国産農林水産物を中心とした地域食材の利用拡大の取組を支援します

実施主体

都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織（「食のモデル地域実行協議会」）

事業の対象となる産品

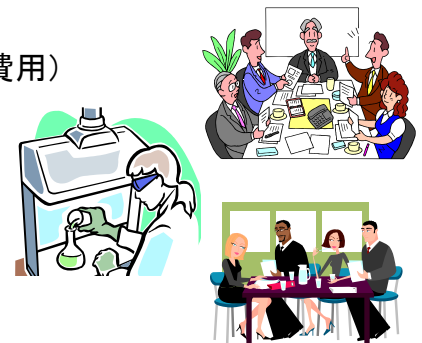
- (1) 米、麦、大豆、米粉に係る取組
- (2) 食肉、牛乳・乳製品等畜産物に係る取組
- (3) 青果物、地域作物、伝統作物、有機農産物に係る取組
- (4) 特用林産物（乾しいたけ等）に係る取組
- (5) 水産物に係る取組

主な支援内容

補助率

1/2（上限500万円）

- **協議会の合意形成、事業企画・検討・運営**
（地域食材の利用促進、消費拡大に向けた事業企画等に係る費用）
- **現状調査や総合的なマーケティング**
（地域食材の利用状況調査、市場評価調査等に係る費用）
- **新商品の開発や研究活動**
（試作品や新たなパッケージデザインの開発に係る費用）
- **新たな販路の開拓や購買促進活動**
（商談会等への出店、試供品やパンフレット作成等に係る費用）



(2)消費拡大全国展開事業

食のモデル地域と連携を図り、品目別の課題に対応した国産農林水産物の消費拡大を図る全国的な取組を支援します

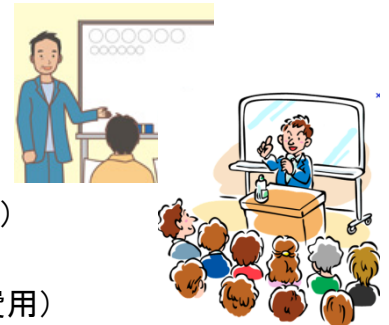
実施主体 民間団体等

事業の内容 (1) 品目(①米・米粉等、②麦、③青果物、④畜産物、⑤水産物)別の課題に対応した消費拡大の取組
(2) 品目を組み合わせて相乗的な消費拡大を図る取組

主な支援内容

補助率 定額

- **人材・後継者等育成**
(研修や交流会の実施に係る費用等)
- **消費拡大促進対策**
(消費拡大方策の検討、調査、消費者への普及・啓発に係る費用)
- **商談会、消費拡大促進フェア等の開催**
(商談会、展示会、消費者との意見交換、アンケート実施に係る費用)



(3)学校給食地場食材利用拡大モデル事業

学校給食関係者と地域の農林漁業者等が連携して地場産農林水産物を給食食材として安定的に生産・供給するための様々な取組を支援します

実施主体 市町村、農林漁業者が組織する団体等

※ 市町村以外の者が事業実施主体となる場合は、事業の実施体制の中に市町村が参画していることが必要です

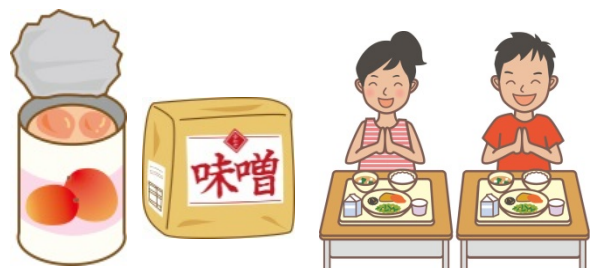
事業要件 本事業に参画する市町村において、六次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画を策定していること又は採択年度中に策定することが確実である必要があります

主な支援内容

補助率 定額(上限1,000万円)



- ・ 農林水産物の生産量や給食食材としての需要量の調査
- ・ 安定的な食材の生産・供給に向けた関係者間の話し合い



- ・ 通年安定供給のための加工品開発
- ・ 新たなメニューの導入実証

(1)、(2)については、生産局穀物課(☎03-3502-7950)までご連絡ください
(3)については、食料産業局産業連携課(☎03-6744-1779)までご連絡ください

畜産農家・酪農家の皆様を支援します
～平成26年度畜産・酪農経営安定対策等～

現場の声に応え、畜種ごとの特性に応じた対策を実施します。

平成26年度はここが変わります！



【酪農】

- 加工原料乳生産者補給金
 - ・補給金単価
(脱脂粉乳・バター等向け) 12.55円/kg→12.80円/kg
(チーズ向け) 15.1円/kg→15.41円/kg
※平成26年度からチーズ向け生乳を補給金の対象に追加
- 加工原料乳供給安定緊急特別対策事業により加工原料乳の確保を支援【1年限り】
- 都府県酪農における生産基盤維持のため、後継者確保や高能力雌牛の導入等の取組を強化、国産粗飼料の利用・定着のための取組を支援(6,100円/頭)
- 酪農ヘルパー、牛群検定への支援を拡充



【肉用牛】

- 肉用子牛生産者補給金
保証基準価格の引上げ
黒毛：32万円→32.9万円 乳用種：12.2万円→12.8万円 等
- 肉用牛繁殖経営支援事業
発動基準の引上げ
黒毛：41万円→42万円 等
- 繁殖経営への新規参入、繁殖雌牛の増頭・導入、簡易牛舎の整備、肉用牛ヘルパー等への支援を拡充



【養豚】

- 優秀な純粋種豚等の導入を推進する取組を支援



【採卵鶏】

- 鶏卵価格差補填事業 補填基準価格の引上げ：186円/kg→187円/kg

【共通】

- 地域ぐるみで畜産の収益力を向上させる取組を支援
- 配合飼料価格安定制度について、異常補填が発動しやすくなるよう発動基準の特例を新設する等の見直しを行うとともに、財源を強化
- 配合飼料価格の高止まりの影響を受けている畜産経営への無担保・無保証人化による融資枠を拡大
- 飼料用米の活用、生産性の向上等に必要な機械の導入を支援

詳細については、農林水産省生産局畜産企画課(☎03-3502-5979)に御相談ください。

国産飼料の生産・利用拡大を検討されている皆様を支援します

飼料増産総合対策事業



草地改良
補助率: 1/3以内
(上限10万円/ha)



公共牧場の機能強化
補助率: 定額、1/2



粗飼料の生産・給与技術
の実証
補助率: 定額



コントラクターの育成、高栄養
養良質粗飼料の生産拡大
補助率: 定額

畜産収益力向上緊急支援 リース事業



飼料保管タンク



飼料粉碎機

飼料用米の活用等に必要
な機械のリース導入
補助率: 1/3以内

飼料自給力強化支援事業



都府県酪農の国産粗飼料
の利用・定着
補助率: 定額(経産牛1頭
あたり6,100円)



荒廃した草地の再生改良、
放牧施設の改修、強害雑草
対策の実証
補助率: 定額、1/2以内



TMRセンター等の業務改善、
施設の改修
補助率: 定額、1/2以内



コントラクター等の飼料生産
機械のリース導入
補助率: 1/2以内



コントラクター等が行う草地の
更新、高エネルギー飼料作物
への転換
補助率: 1/2以内(上限17万円/ha)



コントラクター等が行う国産
粗飼料の広域流通拡大
補助率: 定額(20円/kg以内)

★ 上記のほか、草地畜産基盤の整備は農業農村整備事業など、TMRセンターの施設整備や国産粗飼料の生産・調製・保管等に必要施設の整備は強い農業づくり交付金などの活用が可能です！

詳細については、農林水産省生産局畜産部畜産振興課(☎03-3502-5993)に御相談ください。

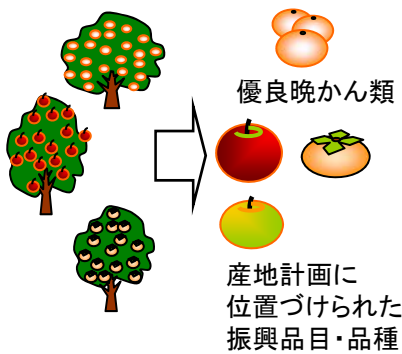
優良品目・品種への転換など前向きな取組を支援します ～ 果樹・茶支援関連対策のうち果樹対策 ～

支援内容

26年度からの
新たな運用！

1. 優良品目・品種への改植・高接を支援します。

自然災害時の改植について、産地の実情に応じて弾力的に運用を図ります。



補助率

改植

22万円/10a (みかん)
16万円/10a (りんご普通栽培)
32万円/10a (りんごわい化栽培)
1/2以内 (その他果樹)

高接

1/2以内 (すべての果樹)

2. 改植後の未収益期間を支援します。

1の優良品目・品種への改植に伴う未収益期間の育成経費の一部を定額で支援します。

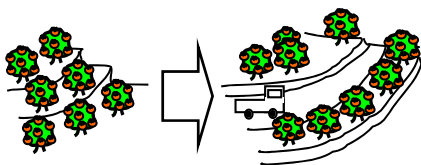
補助率

5万円/10a × 改植の翌年から4年分 (下限面積: 5a)

※面積単価 × 支援年数を初年度に一括交付

3. 生産性向上に向けた小規模園地整備を支援します。

園内道の整備



園内道の整備、園地の傾斜の緩和、
土壌土層改良、かん水施設の設置等が対象となります。

補助率

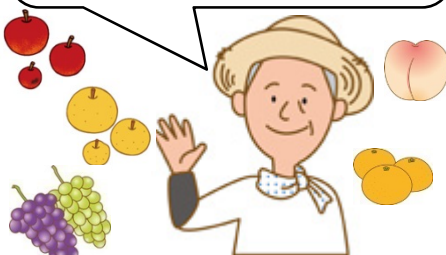
1/2以内 (すべての果樹)

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]

農林水産省

産地で果樹産地構造改革
計画(産地計画)を策定！



生産者(支援対象者)

J A 等(生産出荷団体)

産地協議会

県基金協会等

(公財)中央果実協会

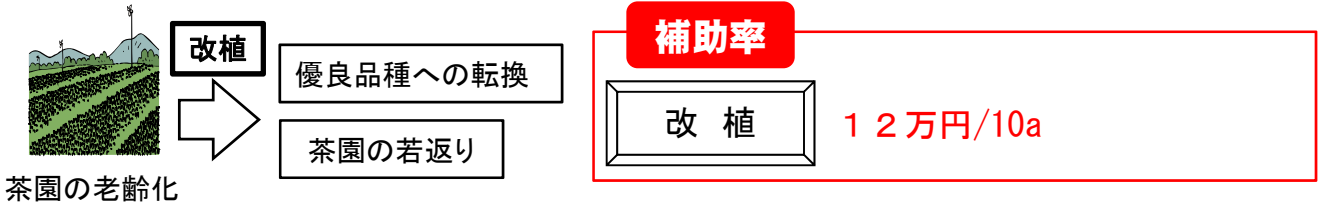
詳細については、生産局園芸作物課需給調整第2班(☎03-3502-5957)までご連絡ください

改植や茶の輸出、発酵茶の生産などの取組を支援します ～ 果樹・茶支援関連対策のうち茶対策 ～

支援内容

1. 優良品種への改植等を支援します。

経営規模を拡大する際の**新植**についても**新たに対象**とします。



2. 改植等後の未収益期間を支援します。

異なる品種への改植については、**新たに未収益期間支援を1年延長し4年分支援**します。

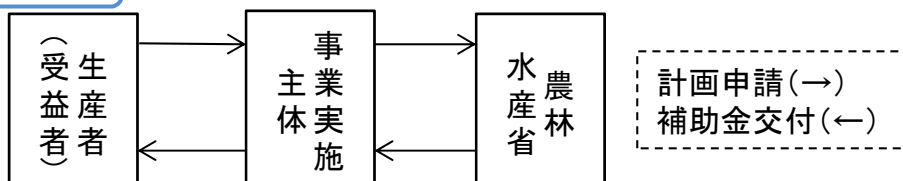
補助率	
改植	4万円/10a × 3年分もしくは4年分(※) (※4年分については異なる品種への改植のみ対象)
台切り	3.5万円/10a × 2年分
棚施設	4万円/10a × 1年分

3. 輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入や発酵茶等の加工機器の導入に対する支援を行います。

- 輸出拡大に向けた取組支援
輸出用茶園における**海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入**を支援
- 国内マーケットの創出に向けた取組支援
発酵茶等に適した品種の栽培技術、発酵茶用の加工機器の導入、機能性成分を有する品種の機能性成分を高める栽培技術や加工技術の導入等を支援
- 生産コストの低減に向けた取組支援
茶樹の根元に**ピンポイントで最適な時期に適量の施肥**をする点滴施肥技術の導入等を支援
- 産地の実情に応じた生産体制の強化
中山間地域における**防霜ファン**など、産地の気象条件等に応じた生産体制の強化・安定化の取組を支援


補助率 検討会の開催等: 定額
機械等リース経費: 1/2以内

手続きの流れ



詳細については、生産局地域作物課茶業復興推進班(☎03-6744-2117)までご連絡ください

農業の多面的機能の維持・発揮のための 地域活動や営農活動に対して支援します ～ 日本型直接支払制度 ～

 26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施する予定です。

日本型直接支払制度の概要

多面的機能支払

農地維持支払

交付単価例：3,000円/10a(都府県・田)

多面的機能を支える共同活動※1を支援します。

※1

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

① 農業者のみの活動組織でもOK(非農業者の参加を要件としない)

② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

交付単価例：2,400円/10a((共同活動)都府県・田)
4,400円/10a((長寿命化)都府県・田)

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動※2を支援します。

※2

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

中山間地域等直接支払

交付単価例：21,000円/10a(田・急傾斜)

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支援

交付単価例：8,000円/10a(カバークロープ)

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。



カバークロープ(緑肥)
の作付け

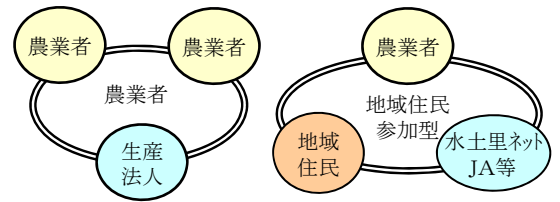
※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の概要

交付対象者（活動組織）

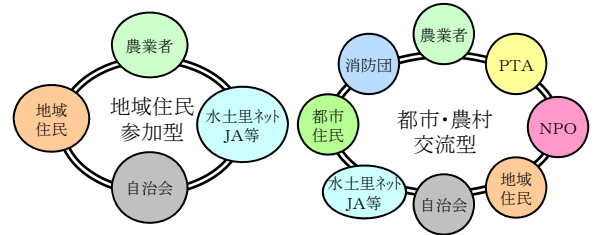
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織 又は 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織でも取組が可能



資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水・環境保全組織を含む）で取組が可能



対象農用地

- 農振農用地区域内の農用地
- 農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象

交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)(注)	計	③資源向上支払 (長寿命化)	①、②及び③に 取り組む場合
田	3,000	2,400 [1,800]	5,400 [4,800]	4,400	9,200
畑	2,000	1,440 [1,080]	3,440 [3,080]	2,000	5,080
草地	250	240 [180]	490 [430]	400	830
北海道	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)(注)	計	③資源向上支払 (長寿命化)	①、②及び③に 取り組む場合
田	2,300	1,920 [1,440]	4,220 [3,740]	3,400	7,140
畑	1,000	480 [360]	1,480 [1,360]	600	1,960
草地	130	120 [90]	250 [220]	400	620

(注) 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区又は③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合は75%単価([])の単価)を適用。

対象活動

農地維持支払



次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

①地域資源の基礎的保全活動

主な活動例

点検・計画策定



施設点検



年度活動計画の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・保安全管理構想の作成 等



これからの農地、水路、農道などの保安全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！

活動の手順

① 活動組織の設立



② 活動計画書の策定



③ 協定の締結



④ 申請書類の提出



⑤ 活動の実施



⑥ 活動の記録・報告



平成26年度の
提出期限は、
12月末頃を予定



○従来の農地・水の活動組織でも、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことができます。

○活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を結びます。

○活動計画及び協定の期間は、5年間です。

資源向上支払

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

主な活動例

① 施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

② 農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



植栽活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム(田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減)

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

(注) 上記③の活動に直ちに取組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

主な活動例

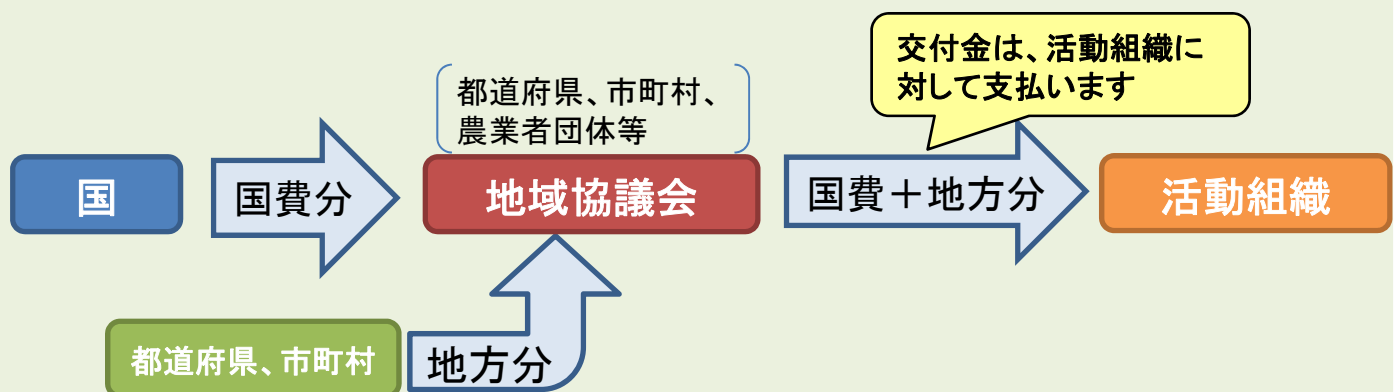


老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

交付ルート



○平成26年度は、農地維持支払・資源向上支払(共同活動、長寿命化)ともに、国から地域協議会へ交付します(交付ルートを一本化)。

詳細については、各地方農政局農地整備課(北海道においては北海道農政事務所農政推進課、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局土地改良課)までご連絡ください

中山間地域等直接支払交付金の概要

○ この制度では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、面積規模等に応じ一定額を交付します。

対象地域等

(1) 対象となる地域

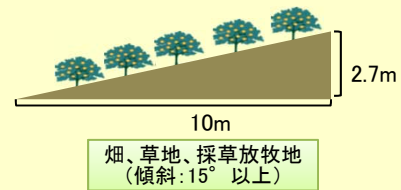
- 山村振興法、過疎法など地域振興立法の指定地域
- 都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地の基準

傾斜度等を満たすことが要件で、それによって交付単価も異なります

<傾斜地基準>

① 急傾斜地



② 緩傾斜地

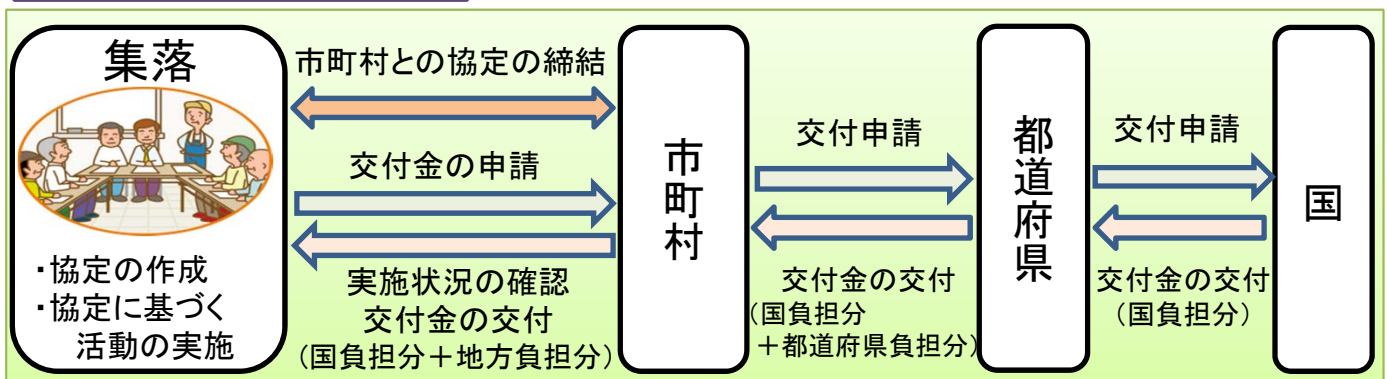


- 小区画・不整形な田、高齢化等の高い集落の農地、草地比率の高い草地等
- 都道府県知事が特に定める基準に該当する農用地

交付単価

田	急傾斜21,000円／10a	緩傾斜8,000円／10a
畑	急傾斜11,500円／10a	緩傾斜3,500円／10a
草地	急傾斜10,500円／10a	緩傾斜3,000円／10a
	草地比率の高い草地1,500円／10a	等

交付金交付までの流れ



活動内容

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動等を継続するための基礎的な活動



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売等、



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

☆①と②の活動を両方実施すると、交付単価の満額を受け取ることができます。

○ 上記以外の特別な活動を行うことで、加算措置を受けることができます

	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落支援加算	法人設立加算	集落連携促進加算
単価	田：1,500円/10a等	田・畑：500円/10a	田：4,500円/10a等	田：1,000円/10a等	2,000円/10a
概要	担い手に利用権設定等した面積に加算	農地の利用調整について話し合い、担い手に利用権設定等を行う場合、協定面積全体に加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合に、新たに取り込んだ面積に加算	集落営農等を法人化する際に協定面積全体に加算	集落同士が連携して新たな人材呼び込み等の活動を行う場合に協定面積全体に加算

制度のポイント

- 交付金の使途に制限はなく、協定参加者の合意により、共同取組活動、個人への配分割合を決めることができます。
- 本交付金と併せて、平成26年度から実施予定の多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

詳細は、農林水産省農村振興局中山間地域振興課（☎03-3501-8359）に御相談ください。

ホームページで詳しい情報をご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html

環境保全型農業直接支援対策の概要

交付対象者

- 農業者(法人含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

農業者等の要件

- エコファーマー認定を受けていること※、農業環境規範に基づく点検を実施していることが要件です。

※共同販売経理を行う集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する特例措置を利用することができます。

対象農地

- 農業振興地域内の農地
- 生産緑地地区内の農地

交付単価

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と対象取組を組み合わせて実施した場合の支援単価は以下の通りです。

	対象取組	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
全国共通取組	カバークropp	8,000円
	堆肥の施用	4,400円
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円 (3,000円)
地域特認取組	対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。	

支援内容

1. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

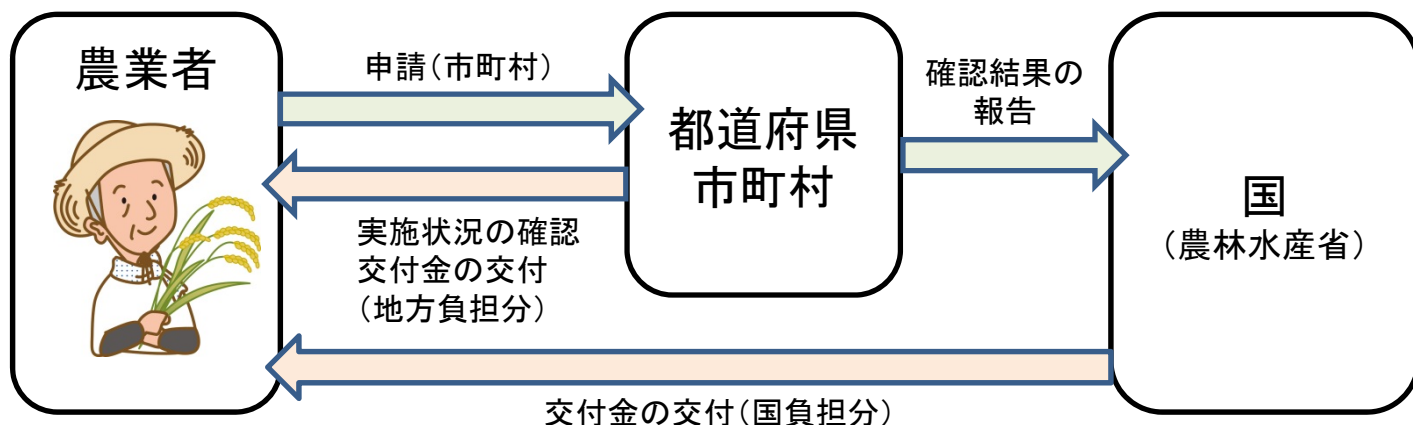
全国共通取組	地域特認取組※例
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【カバークロープ】</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【堆肥の施用】</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組</p> </div> </div>	<div style="text-align: center;">  <p>【リビングマルチ】</p> <p>5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組</p> <p style="text-align: right;">など</p> </div>

2. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組	地域特認取組※例
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【有機農業】</p> <p>化学肥料・農薬を使用しない取組</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<div style="text-align: center;">  <p>【冬期湛水管理】</p> <p>5割低減の取組の前後いずれかで冬期間の水田に水を張る取組</p> <p style="text-align: right;">など</p> </div>

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

手続きの流れ



お問い合わせ先：生産局 農産部 農業環境対策課 環境直接支払班 ☎03-6744-0499

交流による地域活性化を目指す皆様を支援します ～ 都市農村共生・対流総合対策交付金 ～

実施主体

- 地域協議会、農業法人、NPO等
(集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体)

支援内容

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援。
人材確保・活用、施設等整備のための対策メニューも用意。

※ 重点対策として、子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクトを実施。(農林水産省ホームページ(文末URL)をご参照)

○ 地域の手づくり活動への支援

子どもの農山漁村宿泊体験やグリーン・ツーリズムなど、都市と農山漁村の共生・対流を進めるための取組を支援します。

補助率: **定額 上限800万円/地区 等**
実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO 等
実施期間: 上限2年



子どもの体験学習



○ 人材確保・活用を支援

外部人材や若者の活用経費を支援します。

補助率: **定額 上限250万円/地区**
実施主体: 地域協議会、農業法人、NPO 等
実施期間: 上限3年



専門家の活用



○ 施設等の整備を支援

農産物販売強化促進施設や農家レストランなど
交流拠点施設等の整備を支援します。

補助率: **1/2等 上限2,000万円/地区 等**
実施主体: 地域協議会、農業法人、
地域協議会の構成員(市町村) 等
実施期間: 上限2年



農産物販売強化促進施設

地域の手づくり活動への支援

活力アップ重点地域(主に中山間地域など)

- ①子ども農山漁村交流や体験教育
- ②山菜料理や古民家を活かしたグリーン・ツーリズム
- ③棚田や田園空間を活かした美しいむらづくり
- ④庭先集荷や宅配サービスなど地域内外の連携による供給配達
- ⑤空き家、廃校等を活用した定住、移住、冬期の集住
- ⑥都市住民と連携した鳥獣害対策や豪雪対策

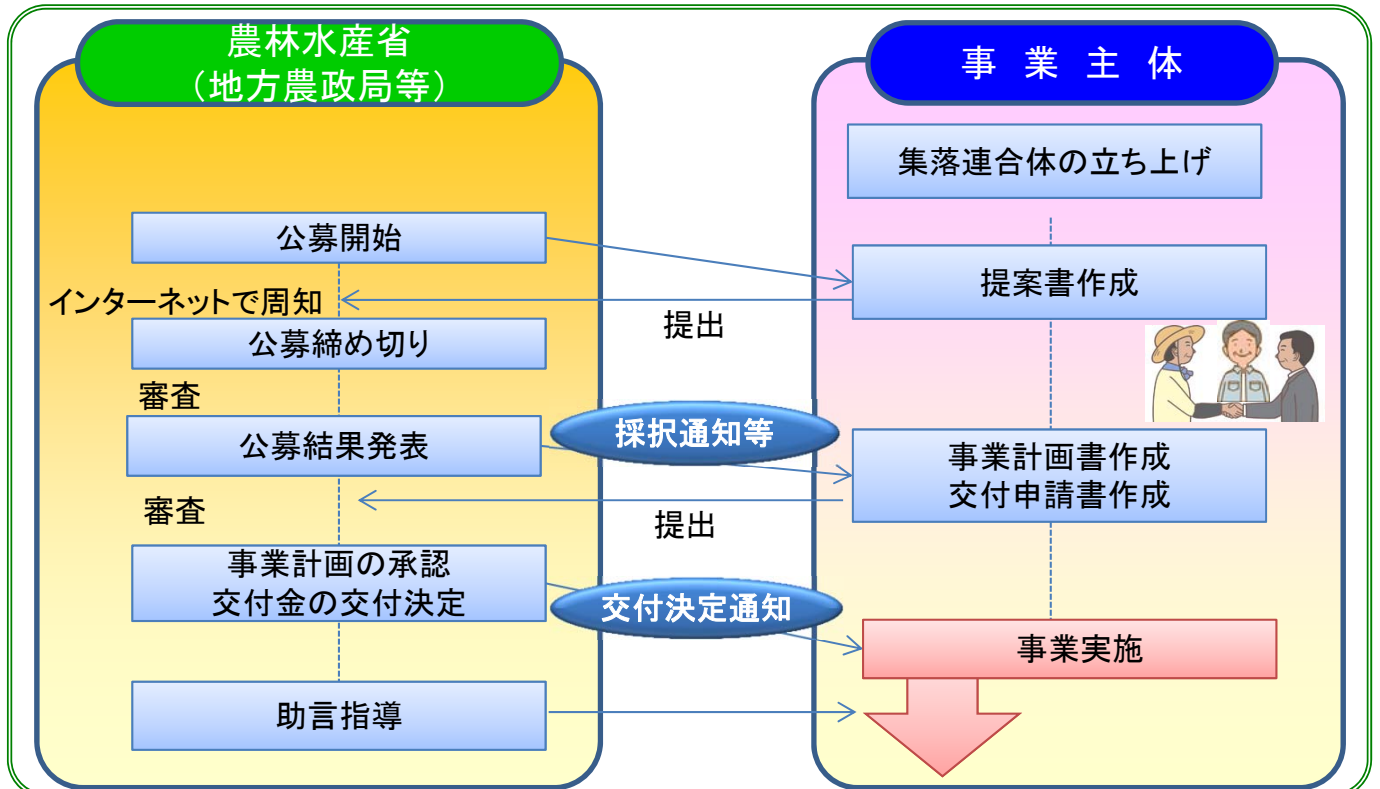


自立発展可能地域(主に平場農業地域など)

- ①直売所、観光農園、商品開発などのグリーン・ツーリズム
- ②社会人や大学生の研修の受入れ
- ③学校給食、社員食堂への食材提供
- ④ITを活用した集出荷管理や消費者とのネットワークづくり
- ⑤園芸療法や福祉農園、障害者の雇用など、医療・福祉サービス
- ⑥地域からの自由提案
〔「食」を通じた世界との交流など〕



事業の申請手続等



詳細については、農林水産省農村振興局都市農村交流課(☎03-3502-5946)にご相談ください。
農林水産省HP(http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/51_26_kettei_renkei.pdf)

都市において農業の発展を目指す皆様を支援します ～ 「農」のある暮らしづくり交付金 ～

実施主体

- 農業者、農業法人、NPO、農業協同組合、民間団体、市町村等

事業要件

- 事業実施区域は、都市計画区域内です。
- 市民農園等の整備においては、利用者が5人以上であることが必要です。
- 農業者による農業生産施設等を整備する場合には、3人以上でグループを作ってください。

支援内容

※ 重点対策として、「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクトを実施。
(農林水産省ホームページ(文末URL)をご参照)

「農」のある暮らしづくり推進対策(ソフト)

「農」のある暮らしづくりに向けた地域活動や付随する簡易な施設整備を国が400万円まで助成します。



新技術導入のための実践活動(講師謝金等)



水田の保全活動



農業者と都市住民による農業用水路の清掃活動



防災マップの作成



体験農園開設に向けた講師による指導



小学生に対する地元農業者による指導

補助率

定額(1地区当たり上限400万円。うち簡易な施設整備上限100万円)

「農」のある暮らしづくり整備対策(ハード)

地元農産物を楽しめる施設等の整備を国が1/2以内で助成します。



市民農園・福祉農園



休憩所・手洗い場等附帯施設



農産物生産施設



農産物販売強化促進施設



農業用排水施設

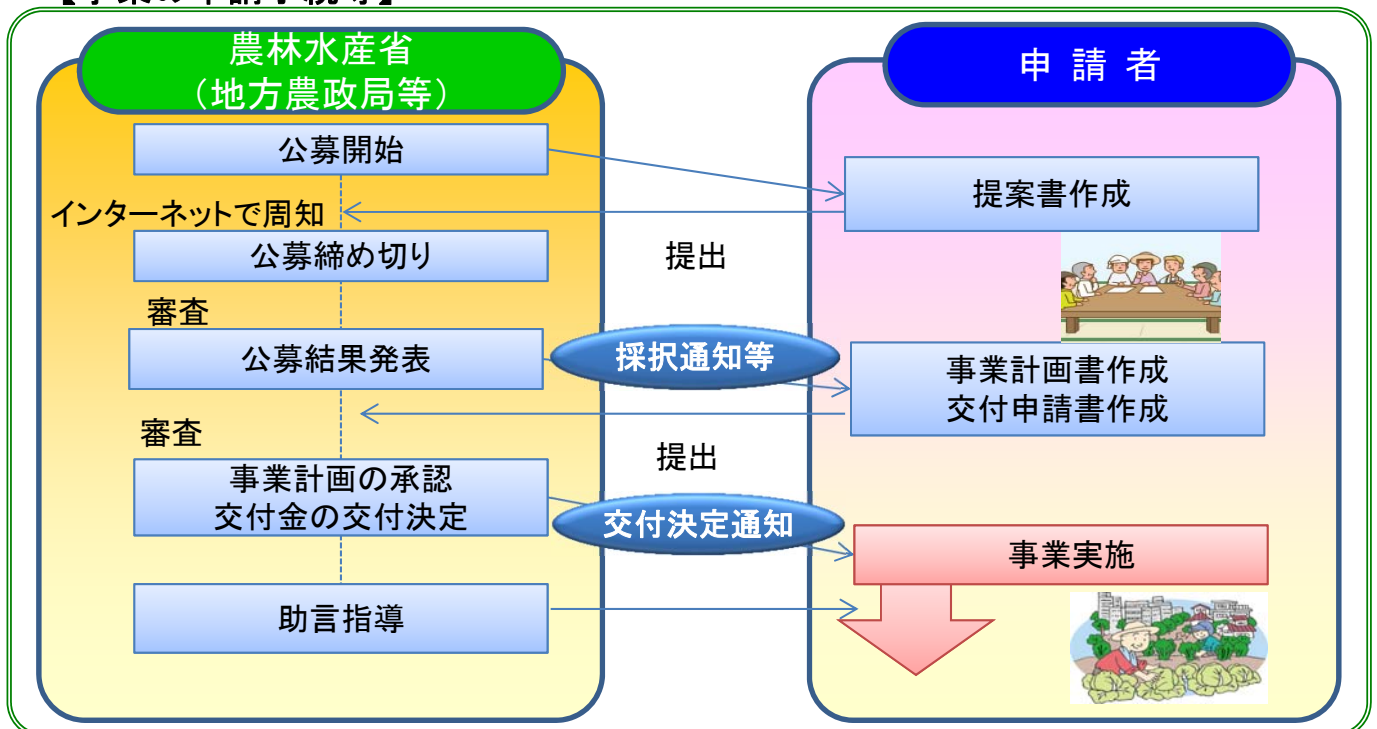


農薬飛散防止施設
(防薬ネット)

補助率

1/2以内

【事業の申請手続等】



詳細については、農林水産省農村振興局都市農村交流課(☎03-3502-0033)にご相談ください。

農林水産省HP(http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/51_26_kettei_renkei.pdf)

農山漁村地域の活性化にむけた 総合的な取組を支援します ～ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ～

事業概要

- 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

特徴

- 活性化計画を作成する都道府県又は市町村へ直接補助が可能です。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能です。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援します。

支援内容

補助率：1 / 2等

※ 重点対策として、子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクトを実施。(農林水産省ホームページ(文末URL)をご参照)

1. 農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援します。



農業用排水路



農林水産物集出荷貯蔵施設

【主な支援施設】

区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等

2. 良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援します。



農業集落道



簡易給排水施設

【主な支援施設】

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等

3. 都市住民の一時的・短期的滞在の為の交流拠点の整備を支援します



地域連携販売力強化施設

農産物加工体験施設

【主な支援施設】

地域資源活用交流促進施設、
地域連携販売力強化施設、
農林漁業体験施設 等

4. 多機能な集落拠点など資源を有効利用するための施設の整備を支援します



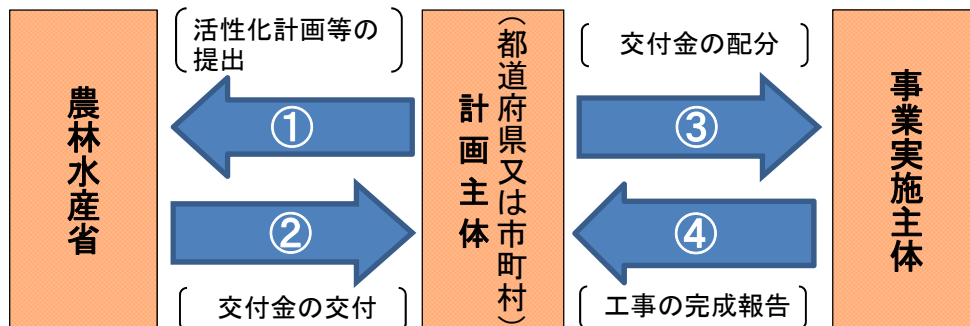
【主な支援施設】

遊休農地解消支援、自然・
資源活用施設、新規需要米
生産製造連携施設、集落拠
点強化施設 等

実施主体

- 都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、PFI事業者、農林水産業者等の組織する団体 等

事業申請



詳細については、農村振興局農村整備官(☎03-3501-0814)までご連絡ください。
農林水産省HP(http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/51_26_kettei_renkei.pdf)

農村の美しい景観・歴史・伝統等を次世代に
継承する取組を支援します
～ 美しい農村再生支援事業 ～

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や歴史・伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組をソフト、ハードの両面から支援します。

支援内容

- 農村の価値の向上・継承(ソフト)
地域住民や、都市のボランティア等
が参加した体制づくり、計画づくり等
の取組を支援します。



新たな取組の計画づくり



- 残したい農村資源の保全・復元
(ハード)
体制整備や活動立ち上げに付随的に
必要となる農業資源の整備を支援しま
す。



住民参加による農業資源の整備



- 農村の価値の向上・継承(ソフト)
地域活性化の取組の立ち上げ等の取
組を支援します。
※ 特徴的な農村資源を活用した地域
の魅力向上 等



地域製品のブランド化

※ ソフト事業のみの実施も可能です。

事業実施主体

- 都道府県、市町村

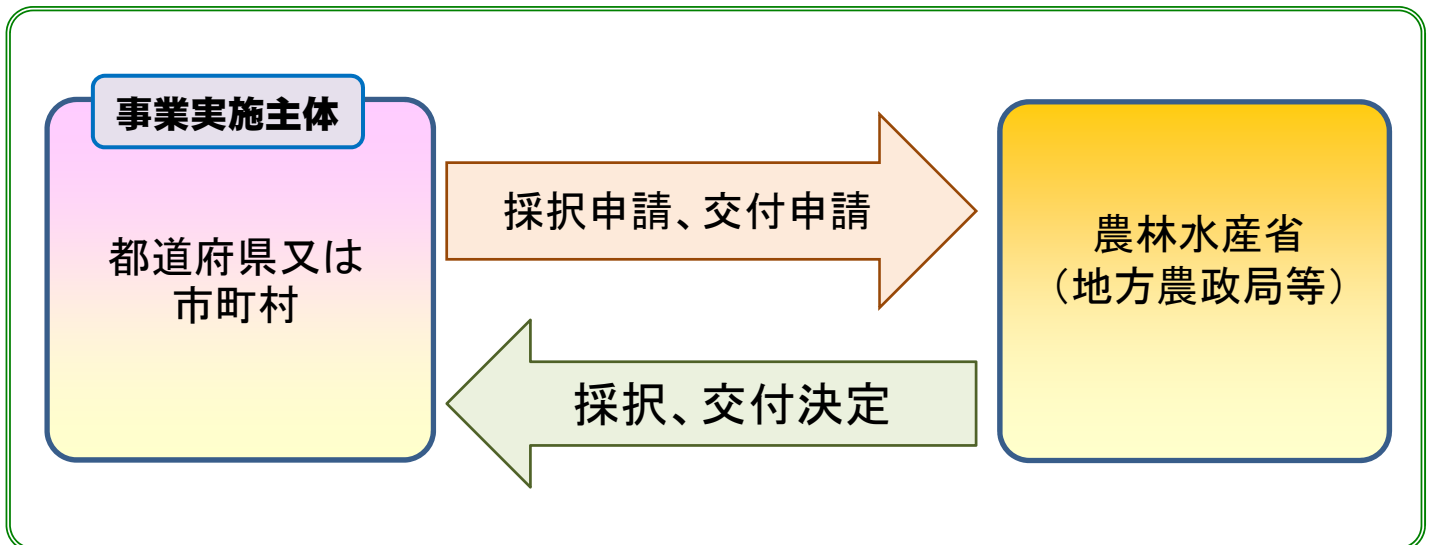
事業要件

- 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区や国際機関が認定した世界農業遺産を対象としています。

補助率

- 農村の価値の向上・継承(ソフト事業への支援)
定額の支援を行い、1地区、1年当たりの支援上限は600万円(複数市町村にまたがる場合は800万円)です。
- 残したい農村資源の保全・復元(ハード事業への支援)
1/2等の支援を行い、1地区、1年当たりの支援額の上限は1,700万円です。

【事業の申請手続等】



詳細については、農村振興局中山間地域振興課(☎03-3501-8359)までご連絡ください。

「地域」が自主性・独創性を発揮しながら 家畜衛生を推進させる取組を支援します ～ 消費・安全対策交付金(家畜衛生の推進) ～

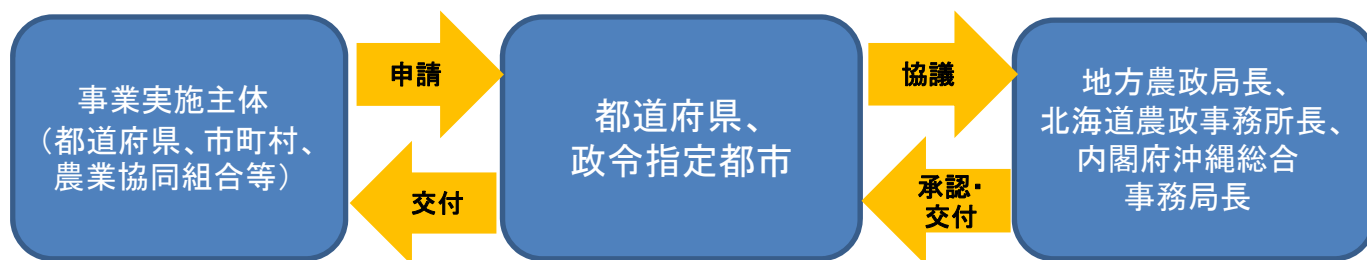
事業実施主体

- 都道府県、市町村、農業協同組合、自衛防疫団体、生産者の組織する団体※等
- ※ 畜産農家3戸以上により構成されている団体である必要があります。

事業申請

- 都道府県、政令指定都市に申請してください。

＜交付の流れ＞ 交付率: 定額(1/2以内等)



支援内容



● 監視体制の整備

- ・家畜の疾病発生情報の収集
 - ・飼養衛生管理基準の普及 等
- (例: 動物由来感染症のモニタリング、飼養衛生管理基準に基づく農家への普及・指導、自衛防疫推進協議会の開催 等)

交付率 定額(1/2、1/3※以内等)

※自衛防疫団体が実施する取組に要する経費については、交付率は1/3以内です

注) 都道府県、自衛防疫団体、特認団体※のみが交付対象実施主体になれます

※都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体



● 家畜衛生対策による生産性向上の推進

- ・地域で問題となっている家畜の伝染性疾病の低減対策、損失防止の取組 等
- (例: 牛白血病等の慢性疾病の発生状況調査や農家に対する管理指導研修 等)

交付率 定額(1/2以内)



● 農場バイオセキュリティの向上

- ・野生動物の侵入防止対策の取組
 - ・消毒用機材等の資材の整備 等
- (例: 地域一体となったねずみ等の野生動物の駆除、防鳥ネットや消毒用機器の整備 等)

交付率 定額(1/2以内)

○ このほか、都道府県による以下の取組が支援の対象になります。



● 危機管理体制の整備

- ・防疫演習の実施
- ・病性鑑定ネットワークの構築 等

交付率 定額(1/2以内)

● 畜産物の安全性向上



- ・生産農場の組織化によるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の推進 等

交付率 定額(1/2以内)



家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

詳細については、お近くの地方農政局等にご相談ください。

教育ファームの運営等地域の食育活動を支援します
 ～ 消費・安全対策交付金（地域における食育の推進） ～

どのようにして
 食べ物が作られているのか、
 知ってほしい。

米づくりを体験して、
 美味しいご飯を一緒
 にたべよう。



地域の食育活動の取組に
 国の支援があります。

教育ファーム等農林漁業体験の推進



日本型食生活の普及促進



（日本型食生活のイメージ）

食事バランスガイド



対象者等

- 都道府県、市町村、農業者団体等

事業申請

- 都道府県、政令指定都市に申請して下さい。

＜交付の流れ＞ 交付率：定額（1/2以内）



1 地域における日本型食生活等の普及促進

交付率

定額: 1/2以内

- ・ **食育に関する展示会やシンポジウム等の開催**
(会場借料、資料作成費等)
- ・ **食育推進リーダーの育成及び活動の促進**
(講師謝金、会場借料等)
- ・ **地域の食育の進め方について検討する会議の開催**
(会場借料、資料作成費等)



(日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成された栄養バランスに優れた食生活です。

2 教育ファーム等の体験活動の推進

交付率

定額: 1/2以内

- ・ **教育ファーム等農林漁業体験運営のために必要な会議の開催**
(会場借料、資料作成費等)
- ・ **農林漁業体験の実施**
(農機具借料、種苗費、消耗品費)
- ・ **農林漁業体験の指導者養成**
(講師謝金、会場借料等)



(教育ファームとは)

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」をはじめ
地域の食文化の保護・継承等の活動も支援対象となります

詳細については、お近くの地方農政局等にご相談ください。

間伐等の森林施業や路網整備等を支援します ～ 森林整備事業 ～

事業概要

森林整備事業は、

- 地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、更新伐等の森林施業
- 間伐と一体的に行う森林作業道や林業専用道などの路網整備等を支援する事業です。

なお、森林整備事業のうち、特に森林環境保全直接支援事業については、森林経営計画※等に基づき集約化を図った上で施業を行うことを要件としています。

※ 一部の事業で実施要件となっている森林経営計画については、これまで林班の1/2以上をまとめる必要がありましたが、市町村が定める一定の区域内で30ha以上であればよいこととなり、計画を作成しやすくなりました。



事業申請

補助金を受けようとする森林所有者、森林組合、林業事業者等の事業主体は、都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。

森林環境保全直接支援事業

- 【事業概要】 再造林や間伐等、森林作業道の整備
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林所有者等
- 【実施要件】 1施行地の面積が0.1ha以上 等
- 【補助率】 3/10等

拡充

「保育間伐」を新設し、切捨間伐の対象年齢を5年齢から7年齢まで引き上げる等。



林業専用道等整備事業

- 【事業概要】 林業専用道等の整備
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林組合等
- 【実施要件】 全体計画延長が0.2km以上等
- 【補助率】 1/2等



環境林整備事業

- 【事業概要】 地方公共団体等との協定等に基づく間伐等
- 【事業主体】 都道府県、市町村、森林組合等
- 【実施要件】 1施行地の面積が0.1ha以上 等
- 【補助率】 3/10等

拡充

シカ等の有害鳥獣の捕獲、処分等を補助対象に追加。



水源林造成事業

- 【事業概要】 水源地域における間伐等、森林作業道等の整備
- 【事業主体】 (独)森林総合研究所
- 【実施要件】 事業主体等と分収造林契約を締結
- 【補助率】 10/10



美しい森林づくり基盤整備交付金

- 【事業概要】 特定間伐等促進計画に基づく間伐等
- 【事業主体】 市町村、森林組合等
- 【実施要件】 特定間伐等促進計画に基づくものであること
- 【補助率】 1/2



詳細については、各都道府県の森林整備担当課または農林水産省林野庁整備課
(☎03-6744-2303)に御相談ください。

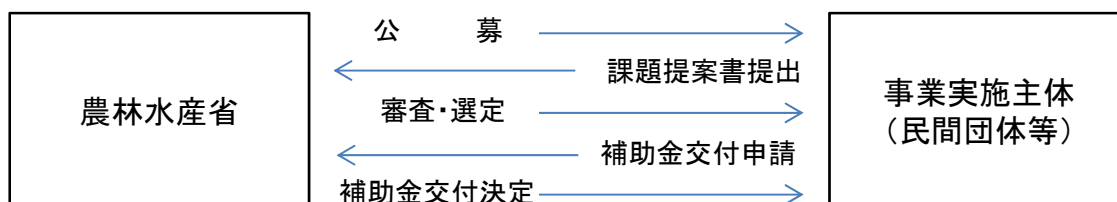
木材の需要拡大に向けた取組を支援します ～ 地域材利活用倍増戦略プロジェクト ～

実施主体

- 民間団体、林業関係団体等

事業申請

- 事業メニューごとに提案していただきます。応募の中から、審査委員会で審査し、補助金交付候補者を選定します。



支援内容

1 CLT（直交集成板）等新たな製品・技術の開発の取組を支援します。

・中高層建築物等に係る技術開発等の促進



内容

CLT等新たな製品・技術を活用した建築物の実証等

補助率

・1/2以内等
※CLTの強度データ収集等や耐火性能等の確認に必要な試験については委託で実施

・住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進



内容

コストダウン等に資する加工用機械の開発・改良等

補助率

・1/2以内
※スギやヒノキ等を利用した新たな製品・技術開発及び木造住宅等の健康・省エネ性の定量化に向けた調査等については委託で実施

・木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成



内容

中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手を育成する取組等

補助率

定額

2 地域材利用の促進の取組を支援します。

・公共建築物等の木造化等の促進



内 容

公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援

補助率

定額

・新規分野における木材利用の促進



内 容

工作物・土木分野等における全国的な実証・普及等

補助率

定額

・木質バイオマスの利用拡大



内 容

木質バイオマスの利用拡大に向けた相談・サポート体制の構築や技術開発等

補助率

定額

・森林づくり・木づかい国民運動の促進



内 容

木材利用等に対する国民の理解醸成のための普及啓発や木づかい運動、木育、森林づくり活動等

補助率

定額

・海外での地域材利用や合法木材の普及の促進



内 容

海外における地域材利用の促進や合法木材の普及に向けた調査、実証等

補助率

定額

3 安定供給体制の構築の取組を支援します。

・安定取引構想作成等への支援



内 容

民有林と国有林が広域に連携する協議会の設立や森林所有者と製材所等との協定取引を含めた構想の作成や、構想実現に資するストックヤード等の施設整備への支援

補助率

定額、1/2(施設整備への支援) ※

※ 施設整備については、森林・林業再生基盤づくり交付金により支援

支援内容の1及び3の詳細については、林野庁木材産業課(☎03-3502-8062)、
支援内容の2の詳細については、林野庁木材利用課(☎03-6744-2296)までご連絡ください。

里山林の手入れなどの地域活動を支援します ～ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ～

実施主体

- 3名以上で構成された活動組織

事業要件

- 活動する森林の所有者と協定を結んでいること
- 活動する森林の面積が1箇所あたり0.1ha以上あること 等

支援対象活動及び単価

① 【地域環境保全タイプ】

荒れている里山林や竹林の手入れを支援します。

- ・里山林景観を維持するための活動等

《交付単価 16万円/ha》

- ・侵入竹の伐採・除去活動等

《交付単価 38万円/ha》



② 【森林資源利用タイプ】

薪など地域資源を活用した山村活性化の取組を支援します。

- ・集落周辺の広葉樹等の搬出活動等

《交付単価 16万円/ha》



③ 【森林空間利用タイプ】

森林内で行う子どもに対する自然体験活動を支援します。

- ・森林環境教育の実践等

《交付単価 5万円/回上限12回》



④【資機材の購入支援】

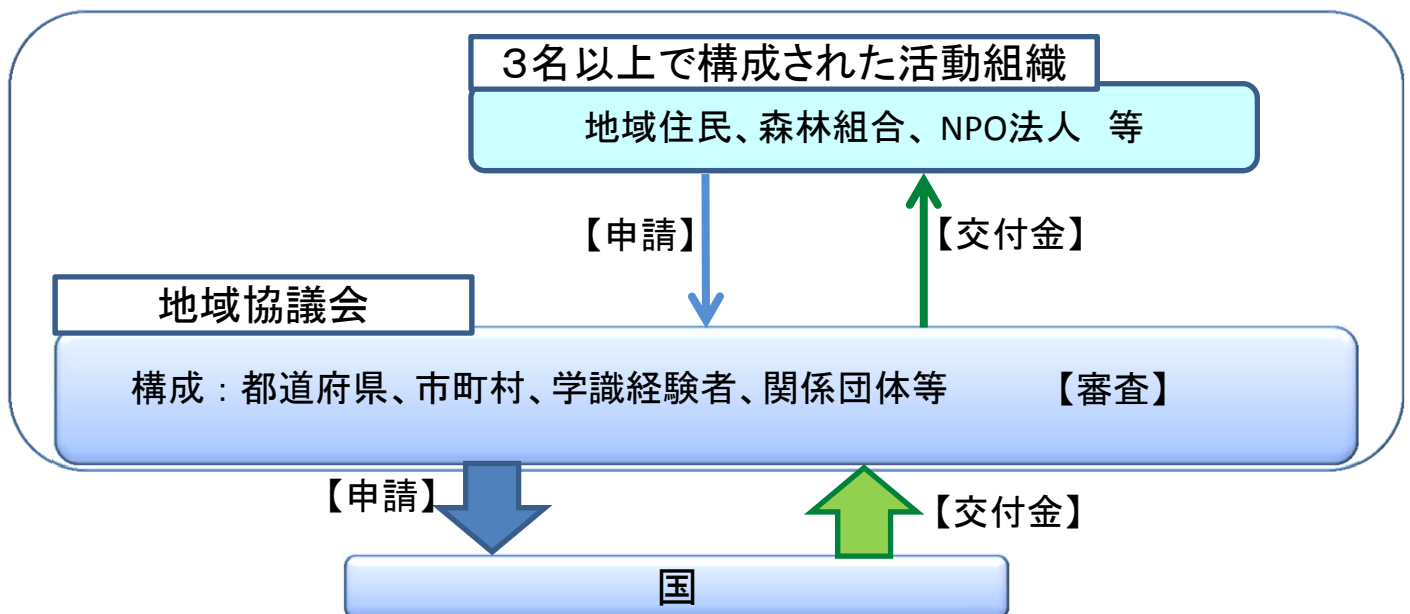
①、②の取組に必要な資機材の購入を支援します。
《購入額の1/2以内を助成》

1 組織当たりの上限額

500万円(各タイプ、資機材への支援の合計額)

※交付単価(上限回数)はすべて1年度当たりの金額(回数)です。

事業申請・交付の流れ



詳細については、林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室
(☎03-3502-0048)に御相談下さい。

地域協議会の連絡先は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

森林施業の集約化に向けた取組を支援します ～ 森林整備地域活動支援交付金 ～

事業概要

- 森林経営計画の作成、森林施業の集約化に向けた森林情報の収集、森林の現況調査、境界の確認、森林所有者の合意形成活動を支援します。
あわせて、既存路網の簡易な改良も支援します。

実施主体

- 森林所有者、森林組合、事業体等(※)
※市町村長と活動内容について協定を締結していただく必要があります。

交付単価

森林経営計画作成促進	① 森林経営の委託を受けることに加え、計画期間内の間伐実施に関する同意が得られた森林 [経営委託]	境界不明瞭	27,000円/ha
		境界明瞭	19,000円/ha
	② 上記以外の森林で森林経営計画作成の同意が得られた森林 [共同計画等]		4,000円/ha
	③ 不在村者の現地立会経費等 ※ ①、②の支援に加え現地立会等に係る経費を支援		7,000円/ha
	④ 境界情報の確定 ※ ③の取組と併せて行うGPSを活用した境界の確定を支援		8,500円/ha
施業集約化の促進	集約化間伐を実施することの同意が得られた森林	境界不明瞭	23,000円/ha
		境界明瞭	15,000円/ha
森林経営計画・施業集約化に向けた条件整備	上記「森林経営計画作成促進」又は「施業集約化の促進」の協定が締結されている対象森林 2,500円/ha（森林経営計画の対象とされていない森林） 3,000円/ha（森林経営計画の対象とされている森林） 5,000円/ha（森林経営計画の対象とされている森林※） ※林班面積の1/2以上を森林経営計画の対象とされている森林が占めている場合に限りま。		

注1：金額については、国費のみを記載しています。地方公共団体（都道府県・市町村）からの交付額については市町村等の担当者にお尋ねください。

注2：「境界不明瞭」とは、地籍調査が未了の森林であって、補助事業などで境界の明確化が図られていない森林を指します。

注3：「集約化間伐」とは5ha以上かつ平均10m³/ha以上の搬出を伴う間伐を指します。

注4：交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中を含めることが出来ます。また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることが出来ます。

支援対象活動

① 森林情報の収集活動

※森林経営計画作成時の活動に限ります。

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業です。



② 森林調査

施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査です。



③ 合意形成活動

森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成をはかるために必要な活動です。



④ 境界の確認

施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の確認を行う作業です。



※不在村森林所有者情報の取得（森林経営計画作成促進）

不在村者の現地立会やGPSを活用した境界の確認などが含まれます。

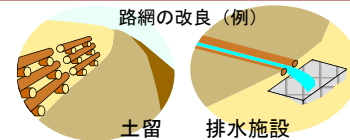


※ 各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や施業集約化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援できるものとなっています。

経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

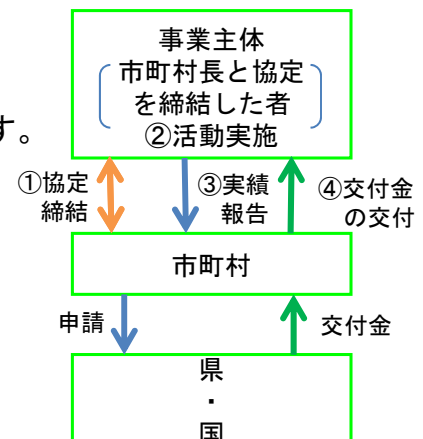
施業の集約化等を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良活動です。

例えば、木製の横断溝、土留、洗い越しなどの改良活動が含まれます。



事業の流れ

- ① 市町村と対象森林、取組内容等について協定を締結します。
- ② 協定に基づき活動を行います。
- ③ 活動の実施状況等について市町村に報告書を提出します。
- ④ 市町村が報告書の内容を確認後、交付金が支払われます。



詳細については、林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班 (☎03-3501-3845) までご連絡ください。

林業に就業する皆さんを支援します ～森林・林業人材育成対策～

緑の青年就業準備給付金

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行う方に給付金
(最大150万円/年(最大2年間))を給付します。

事業要件

将来的には林業の中核を担う強い意欲を有しており、就業予定時の年齢が原則45歳未満であること等の要件を満たすことが必要です。

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

①新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

新規就業者の確保・育成からキャリアアップまで研修を通じて林業事業体を支援します。
(研修生1人当たり月額9万円等)

事業要件

○助成対象の林業事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画が認定されている等の要件を満たすことが必要です。

○研修生は、研修の種類により、一定の就業経験等の要件を満たすことが必要です。

確保

▶ トライアル雇用

(対象: 本格就業を目指す者)

林業への適性の見極めや林業の作業実態等の理解を図る

基本

▶ 林業作業士(フォレストワーカー)研修

(対象: 新規就業者等)



林業に必要な資格等(※)の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のため集合研修とOJT研修(職場内研修)を組み合わせた3年間の研修を実施
(※チェーンソー伐木等業務等)

キャリアアップ

▶ 現場管理責任者(フォレストリーダー)研修

(対象: 林業就業経験5年以上)

担当現場の効率的な運営や現場の統括管理に必要な知識・技術・技能等を習得

▶ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修

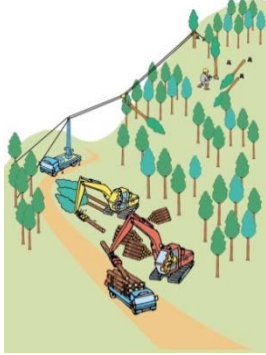
(対象: 林業就業経験10年以上)



②林業機械・作業システム高度化技能者育成(新規)

事業要件

○高度な架線技術に必要な技能を習得しようとする者、森林作業道作設経験者のうち基本土工を理解している者 等が育成対象者となります。



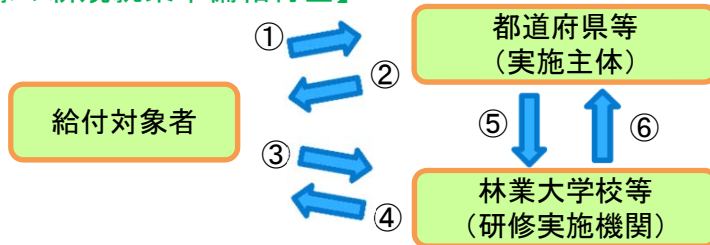
索張り等の架線作業は、地形等に応じて異なり、高度な技術が必要です。

急傾斜地等における木材の生産性向上を図るため、**高度な索張り技術を有する技能者の育成等**(※)を推進(研修受講料は無料)

(※このほか高度な森林作業道作設オペレーターの育成も実施します。)

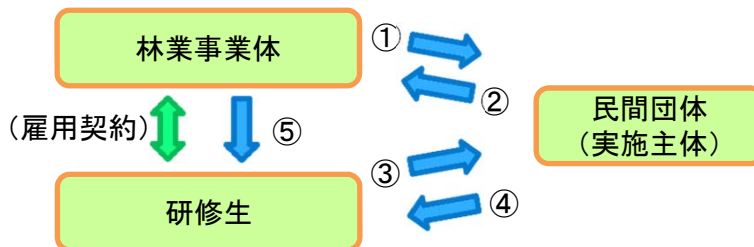
事業の流れ

【緑の新規就業準備給付金】



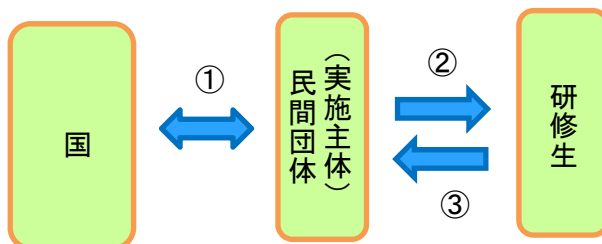
- ①計画・給付金申請
- ②計画承認・給付金支払
- ③研修参加
- ④研修実施
- ⑤研修実施機関の認定
- ⑥研修実施状況確認等への協力

【新規就業者の確保・育成・キャリアアップ】



- ①計画・助成金申請
- ②計画承認・助成金支払、OJT研修に対する安全指導等の実施
- ③集合研修参加
- ④集合研修による指導
- ⑤OJT研修の実施、集合研修へ研修生を派遣

【林業機械・作業システム高度化技能者育成(新規)】



- ①委託契約
- ②研修生の募集
- ③研修参加

詳細については、林野庁経営課林業労働対策室(☎03-3502-1629)に御相談ください。また、「緑の雇用」事業のうち、林業機械・作業システム高度化技能者育成については、林野庁研究指導課(☎03-3501-5025)に御相談ください。

インターネットで

緑の雇用

検索

漁港や漁場の整備を支援します ～ 水産基盤整備事業 ～

事業概要

水産基盤整備事業は、

- **競争力強化**のための高度衛生管理型漁港や漁場の整備
- **国土強靱化**のための漁港施設の長寿命化・耐震化対策等を推進する事業です。



高度衛生管理型漁港の整備



漁港施設の補修・更新



水産物の保護育成礁の整備

事業申請

- 内容・規模によって適用する事業が異なりますので、
まずはお住まいの地域の市町村または都道府県にご相談ください。

水産物供給基盤機能保全事業

【事業内容】

老朽化した漁港施設等の長寿命化を図るための整備

【実施主体】

漁港管理者

【実施要件】

- ・計画事業費が漁港ごとに20億円未満
- ・利用または登録漁船隻数50隻程度以上、または陸揚げ金額1億円程度以上（第1種、第2種漁港）等

【補助率】

1/2等



航路護岸のひび割れ状況

拡充

事業の対象工種（外郭施設や係留施設等）に水域施設や漁港浄化施設を追加しました。

漁港施設機能強化事業

【事業内容】

高潮や波高増大または地震や津波対策として既存の漁港施設の機能診断および必要最低限の機能強化、防護対策を図るための整備

【実施主体】

漁港管理者

【実施要件】

計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等

【補助率】

1/2等



耐震強化岸壁

拡充

漁港施設の機能診断について、計画事業費にかかる実施要件を引き下げました。（5千万円以上→2千万円以上）

水産流通基盤整備事業

【事業内容】

流通拠点漁港における高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等の整備

【実施主体】

地方公共団体等

【実施要件】

- ・計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの
- ・利用漁船隻数200隻以上または属地陸揚げ量5千トン程度以上（第1種、第2種漁港）等

【補助率】

1/2等



密閉型荷捌き所

水産環境整備事業

【事業内容】

水域環境保全、魚礁や増殖場などの漁場施設等の整備

【実施主体】

地方公共団体等

【実施要件】

- ・水域環境保全：計画事業費が5千万円以上（都道府県事業）、1千万円以上（市町村等の事業）
- ・漁場施設の整備：3億円を超えるもの（浮魚礁を除く）等

【補助率】

1/2等



藻場の保全・創造

※ この他、農山漁村地域整備交付金を活用して、都道府県の裁量によりこれらの水産基盤整備を実施することも可能です。

詳細については、水産庁漁港漁場整備部計画課（☎03-3502-8491）に御相談ください。

燃油消費量を減らすための活動を支援します ～ 省燃油活動推進事業 ～

実施主体

- 水産業協同組合または漁業者団体、市町村等で構成する**地域水産業再生委員会**

事業の流れ

① 地域水産業再生委員会の立上げ



② 省燃油活動プランの策定(※)



※(一社)漁業経営安定化推進協会のプラン承認が必要です

③ 省燃油活動推進事業の実施及び助成

⇒地域水産業再生委員会から当該委員会に属する漁業者に配分

支援内容

- 以下のような燃油消費量を減らすための活動に取り組む「漁業者グループ」を支援します。
 - ① 漁船の燃費向上のための**船底状態改善**
 - ② 効率操業のための**漁場データ収集・分析**
 - ③ 省エネ漁具等による**省エネ操業の実証**
 - ④ 省エネ効果がある活動として水産庁長官が認めるもの

助成額

- 実施した省燃油活動に対し、地域水産業再生委員会に属する漁業者のうち、**特別対策※1**に加入している**漁業者の燃油使用量に応じて支援**します。

※1 漁業用燃油緊急特別対策(平成25年6月5日水産庁決定)のことです。

※2 具体的な支援額については、地域水産業再生委員会により異なります。個別に御相談ください。

〔※3 委員会が小規模漁業者で構成される場合、支援の特例が認められる場合があります。〕

詳しくは、漁業経営安定化推進協会(☎03-6895-0100)、
お近くの漁協、もしくは水産庁企画課(☎03-6744-2341)までお問い合わせください。

省エネ機器の導入を支援します ～ 省エネ機器等導入推進事業 ～

実施主体

- 原則5人以上のグループ
 - ※ グループ構成員の全員が漁業経営セーフティーネット構築事業の加入者である必要があります。

事業要件

- 現在使用の機器と比較し、燃油使用量が10%以上削減できる場合、本事業を活用できます。
 - ※ 船内機及び船外機を導入する際には、燃油使用量を5%以上の削減して頂ければ本事業の対象としますが、導入機器は省エネ機器リストから選択して頂く必要があります。

事業の流れ

- ① 漁業者のグループ化
 - ・ 漁協等が調整し、5人以上でグループを結成
 - ・ グループ全体で、導入の要件を満たせるか検討。導入経費を見積り、応募の書類を作成
- ② (一社)漁業経営安定化推進協会(漁安協)に申請
- ③ 漁安協内の「省エネ機器等評価委員会」で審査
 - ・ 導入の要件を満たしているか、確実に省エネが可能なのか専門家が審査
 - ・ 申請が多数の場合は、優先順位付けを行い、助成を決定
- ④ (漁安協承認後)事業スタート(省エネ機器の導入開始)

主な支援対象機器

LED集魚灯、船内機、船外機、乾燥機など



補助率

導入する**機器本体金額の1/2以内**(機器は1人1機種1台)

詳しくは、漁業経営安定化推進協会(☎03-6895-0100)、お近くの漁協や漁連の担当もしくは水産庁企画課(☎03-6744-2341)までお問い合わせください。

沿岸漁業における3者以上の漁業者による協業体
又は新規就業者の収益性向上の取組みを支援します
～ もうかる漁業創設支援事業(沿岸漁業版) ～

実施主体

- 水産業協同組合等

事業要件

- 浜の活力再生プランで、①もうかる漁業創設支援事業(沿岸漁業版)の活用と、②対象者の要件を規定することが必要です。
- 浜の活力再生プランで規定された3者以上の漁業者による協業体又は新規就業者が行う収益性向上の取組が対象となります。

事業の流れ

浜の活力再生プランの策定

承認 水産庁長官



- ・ 沿岸漁業版の対象とする漁業種類や漁船の規模、漁獲努力量の削減、対象とする漁業者の年齢要件等を規定

改革計画の策定及び実証

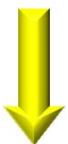
① 地域協議会の設置

承認 水産庁長官



② 改革計画の策定

水産庁・水漁機構による
計画づくりの支援



- ・ 生産性の向上の具体的内容
- ・ (協業化の場合)3者以上が協業化し、3隻以上の漁船を用いて操業すること 等

③ 中央協議会による審査、認定

承認 水産庁長官



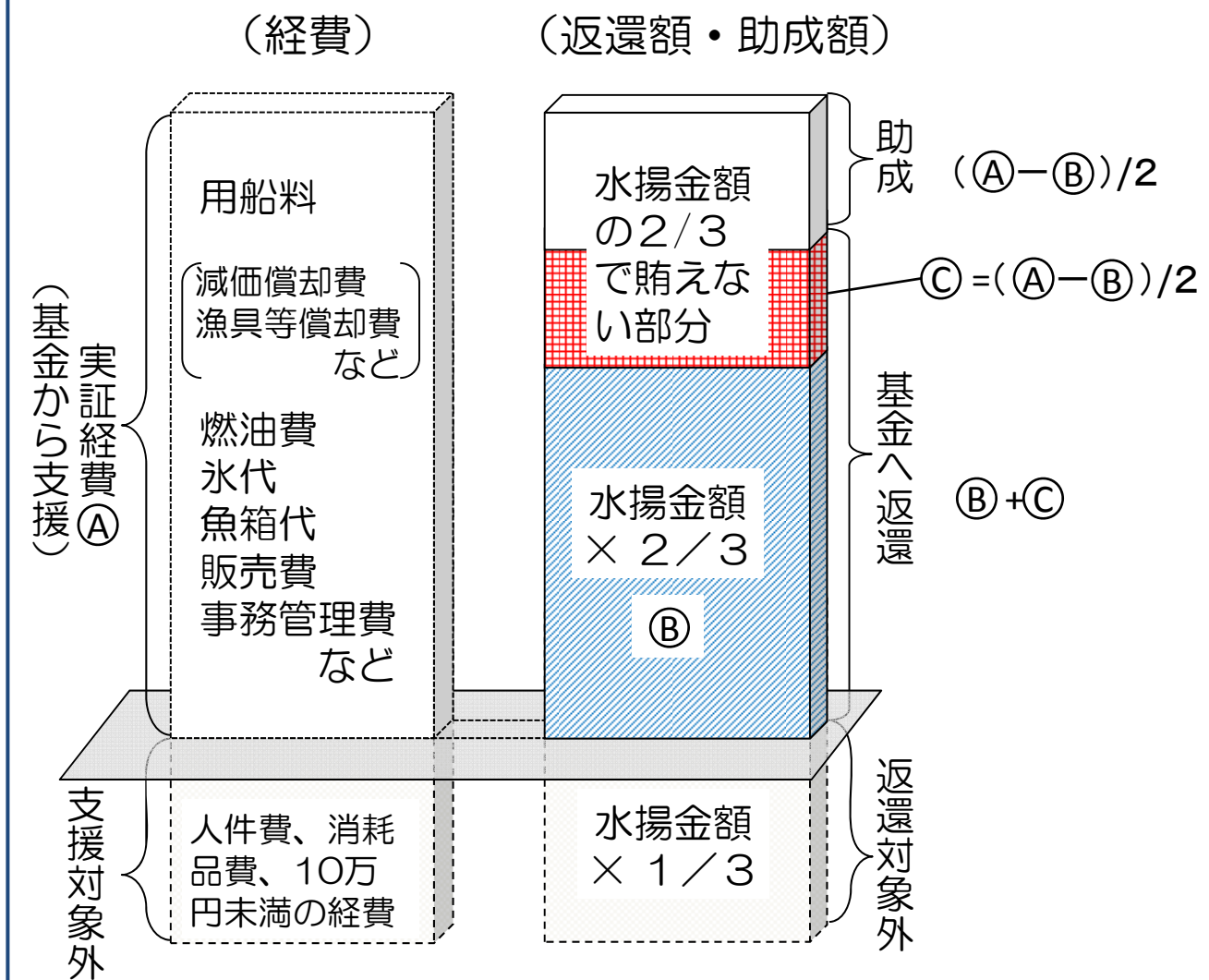
③ 認定された改革計画に基づく実証事業の実施

- ・ 地域協議会において取組状況をチェック

支援内容

- 実証期間中、**作業に必要な経費**は、国の設けた**基金から、支援**します（最大3年間）
- **水揚げ金額の2/3で実証経費が賅えない場合**には、この**賅えない部分の1/2**を助成します

支援のイメージ



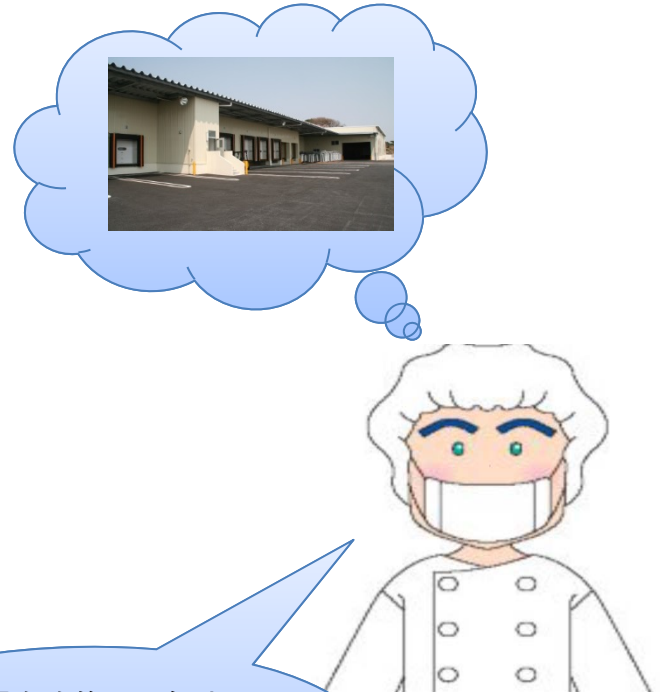
詳細については、水産庁資源管理部漁業調整課漁船漁業対策室(☎03-3502-8469)までお問い合わせください。

水産物の輸出を目指す漁業者団体、
加工業者、流通業者の皆様を支援します
～ HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業 ～

実施主体

- 水産加工業を営む者
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業協同組合連合会
- 事業協同組合
- 水産物卸売業者
- 漁業協同組合
- 漁業協同組合連合会
- 漁業生産組合

※公募により決定します。

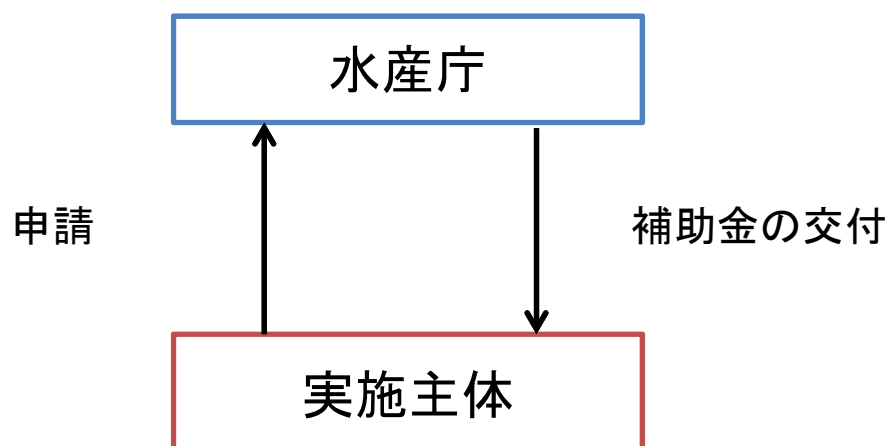


加工場を改修して海外の
HACCP基準に適合させ、
輸出拡大を図るぞ！！

事業要件

- 輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備であることが必要です。

事業の流れ



支援内容

○輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備を支援します。

施設の改修整備の例

A.手洗場



B.エアシャワー



C.床面



D.ゾーンシャッター



E.トラックシェルター



補助率

1/2以内

(ただし、補助金の額の上限(3億円)と下限(500万円)を設定)

詳細については、水産庁漁政部加工流通課(☎03-3591-5613)までご連絡ください。

漁村が真の活性化を目指すためのプランづくりを支援します ～ 「浜の活力再生プラン」策定推進事業 ～

実施主体

- 市町村、水産業協同組合などで構成する地域水産業再生委員会

事業要件

- 本事業を通じて、水産業を核とした漁村地域の活性化を図るための「浜の活力再生プラン」を策定しようとするものであることが必要です。

支援内容

「浜の活力再生プラン」の策定に必要な取組みに対して支援します。

(取組みの具体例)

- ✓ 浜の活力再生プランに係る協議を行う地域水産業再生委員会や漁業者協議会の開催
- ✓ 浜の活力再生プラン策定に向けた先進地調査
- ✓ 浜の活力再生プラン策定に際して必要なデータを収集するための調査
- ✓ 地域水産業再生委員会の日常の活動に必要な経費

補助率

定額(1/2相当)

※1プラン策定につき50万円までは定額補助



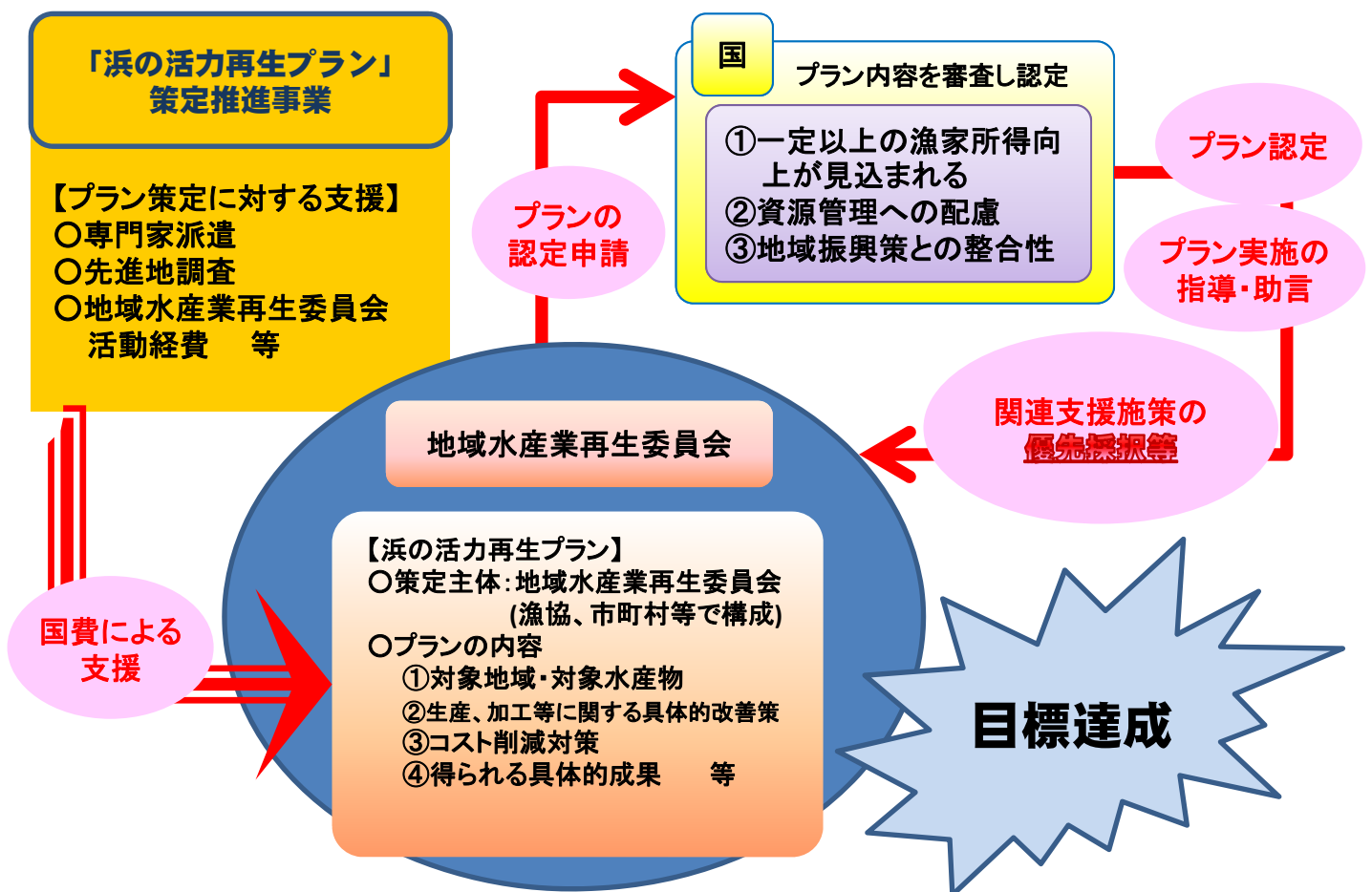
「浜の活力再生プラン」とは？

- 水産業は**燃油や資材の高騰、魚価の低迷、漁業者の減少**など、長年厳しい状況が続いています。
- このことは、**漁村の荒廃や漁業の衰退につながる恐れ**があります。

「では、一体どうしたらいいのでしょうか？」

— 地域によって、取り巻く状況も課題も違います。 —

- 浜の活力を上げるためには、**漁業者の所得を向上させる必要**があります。
- 「**浜の活力再生プラン**」は、**漁業者の所得向上を目的**とし、コスト削減や高付加価値化等で、**浜が出来る取組をまとめる**ものです。



詳しくは、水産庁防災漁村課（☎03-6744-2392）までお問い合わせください。

将来の漁業を担う新規就業者を確保するため、 新規就業者の育成を支援します ～ 新規漁業就業者総合支援事業 ～

実施主体

一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター

主な事業要件

【新規漁業就業者確保事業】

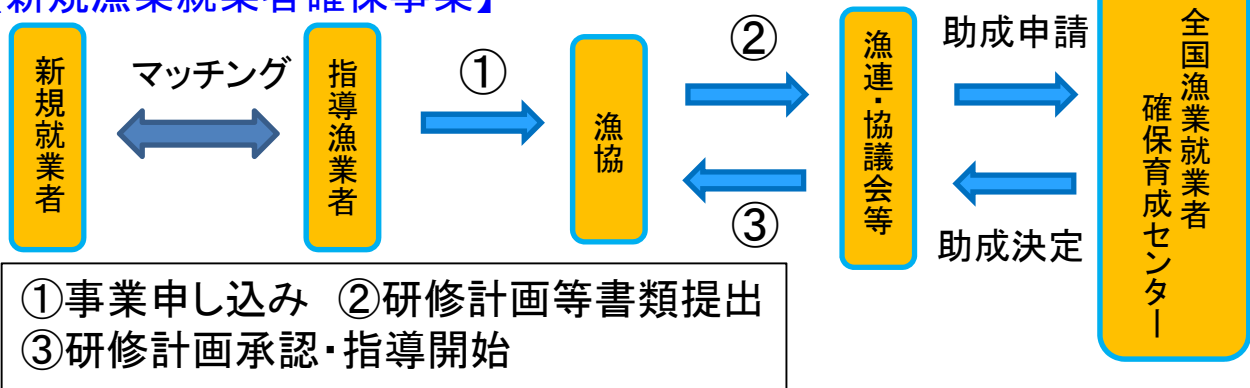
- 研修生は漁業への就業意欲が高く、これまで1年以上漁業に従事したことがないこと等が必要です。
- 指導者については、研修生との関係が4親等以上であること、漁業研修のみを目的としていないこと等が必要です。

【青年就業準備給付金事業】

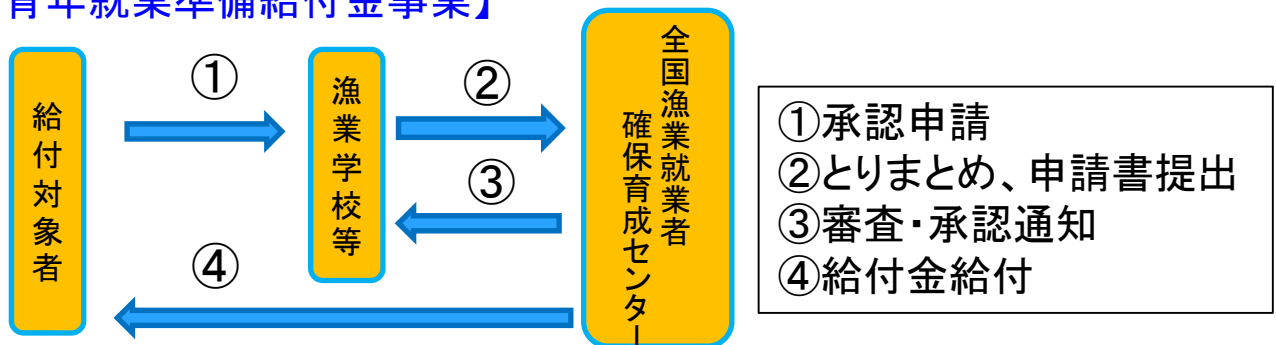
- 給付金研修生は都道府県が認めた漁業学校等において研修を受けること
 - これまでに漁業を経営したことがないこと
 - 常勤の雇用契約を結んでいないこと
 - 就業予定時の年齢が45歳未満であること
 - 学校卒業後、3親等以内の親族の下で就業しないこと
- 等が必要です。

事業の流れ

【新規漁業就業者確保事業】



【青年就業準備給付金事業】

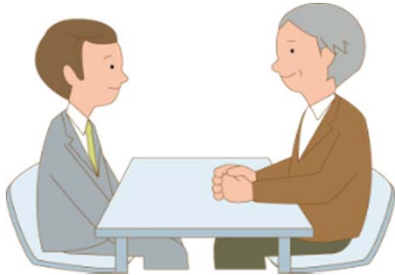


支援内容

【新規漁業就業者確保事業】

1. 就業相談会の開催、長期研修における指導謝金を支援します

就業相談会を開催



面談を通じてやる気のある新規就業希望者を見つけられます。

※各漁協・漁連、就業者センター等にお問い合わせください

漁業現場で研修生を受入れ



研修生の漁業就業形態により、指導謝金月9.4～28.2万円（最長3年間）が、指導漁業者に助成されます。

マッチングが成立したら

補助率 定額

2. 研修生に対して、傷害保険等の安全対策費や漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工等に関わる講習等を支援します



補助率 定額

【青年就業準備給付金事業】

3. 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して、給付金（150万円／年）を支援します



補助率 定額

詳しくは、水産庁漁政部企画課（☎03-6744-2340）までお問い合わせください。

水産業・漁村の持つ多面的機能の 発揮のための取組を支援します ～ 水産多面的機能発揮対策事業 ～

実施主体

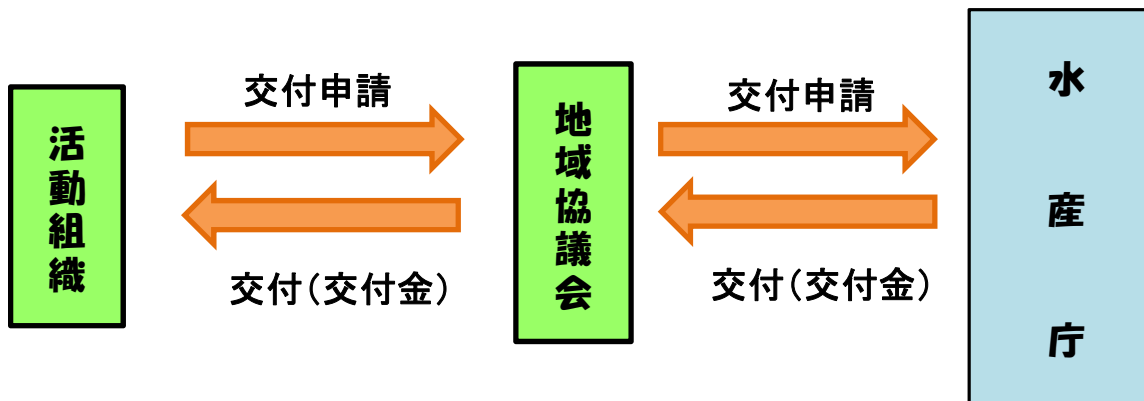
- 都道府県、市町村、学識経験者、漁業者等で構成する**地域協議会**

※水産多面的機能を発揮するために活動を行う活動組織の採択等を行います。

事業要件

- 漁業者、地域住民、漁業協同組合、学校、NPOの皆さま方による**活動組織を設置し、活動計画の作成等を行っていただくことが必要**です(既存の組織の活用も可能です)

事業の流れ



★申請の手続き

活動組織の代表者から、各都道府県に設置される地域協議会に活動計画や構成員の名簿などを添えて申請をお願いします。

主な活動内容

海難救助



国境監視



漂流漂着物処理



藻場の保全



教育と啓発の場の提供



食文化等の伝承 機会の提供



補助率

- 活動に必要な経費を**定額**で支援します。
(**1活動組織あたり2,000万円**の範囲で自由にメニューを選択し取り組むことができます。)



詳しくは、水産庁漁港漁場整備部計画課(☎03-3501-3082)までお問い合わせください。

問い合わせ先一覧

農林水産省	代 表	03-3502-8111
	大臣官房予算課	(直)03-3501-3716
	(林業に関すること) 林野庁林政課	(直)03-6744-1777
	(水産業に関すること) 水産庁漁政課	(直)03-3502-0339
北海道農政事務所 北海道	代 表	011-642-5461
	企画調整グループ	(直)011-642-5433
東北農政局 青森・岩手・宮城・秋田・山形・ 福島	代 表	022-263-1111
	企画調整室	(直)022-263-0564
関東農政局 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 東京・神奈川・山梨・長野・静岡	代 表	048-600-0600
	企画調整室	(直)048-740-0017
北陸農政局 新潟・富山・石川・福井	代 表	076-263-2161
	企画調整室	(直)076-232-4206
東海農政局 岐阜・愛知・三重	代 表	052-201-7271
	企画調整室	(直)052-223-4610
近畿農政局 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	代 表	075-451-9161
	企画調整室	(直)075-414-9037
中国四国農政局 鳥取・島根・岡山・広島・山口・ 徳島・香川・愛媛・高知	代 表	086-224-4511
	企画調整室	(直)086-224-9400
九州農政局 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・ 宮崎・鹿児島	代 表	096-211-9111
	企画調整室	(直)096-211-8552
内閣府 沖縄総合事務局 沖縄県	代 表	098-866-0031
	農林水産部農政課	(直)098-866-1627